

古代ギリシアにおける 教養・教育の理念に関する研究 (17) — W. イェーガーの『パイデア』に学ぶ —

A Study on the Ideal of Culture in Ancient Greece (17): Learning from Werner Jaeger's *PAIDEIA*

畑 潤

HATA Jun

I. 本研究の課題と小論の構成について

1. 本研究の課題と経緯

本研究は、ドイツの古代学者である W. イェーガー (1886～1961) の著書『パイデア—ギリシア的人間の人格形成—』(*PAIDEIA DIE FORMUNG DES GRIECHISCHEN MENSCHEN*) の G. ハイエットによる英訳版『パイデア—ギリシア的教養の理念—』(*Paideia: The Ideals of Greek Culture*) から学ぶことを主題とする継続研究の一環で、その継続研究 (15) (都留文科大学研究紀要第91集、2020年3月) に直接連続する。

2. 小論の対象と構成

小論Ⅱ. は、『パイデア』第Ⅲ巻 (第4編 The Conflict of Cultural Ideals in the Age of Plato プラトーンの時代における教養理念の論争) の「4 The Prince's Education 君主の教育」(84 p～105 p) の訳出と〈注記と考察〉で構成する。その後に〈原文注記〉を配し、続いてそれに対する〈注記と考察〉を記す。

また小論の末尾に、Ⅲ. 「現代日本の教育研究における古代ギリシア思想の理解：考察ノート⑩～継続研究 (17) における～」を置く。

3. テキストと論述の仕方など

イ) テキストは第Ⅲ巻 (1944年版) を用いる。本継続研究が複数回にわたるので、英訳版の該当ページを記入することにするが、それは1944年版のものである。なお和訳に際し、ごく一部でドイツ語版を生かした箇所がある。ドイツ語版の参照は、一卷にまとめられた復刻版 (1989年、初版：1973年) を用いている。

ロ) キータームなどは、小論の趣旨に関係してくるので、英語とともに適宜ドイツ語も挿入し (格変化などは、構文の類推可能性のことを考え、原文中そのまま扱っている)、その訳を付すようにした。また、〈注記と考察〉などでギリシア古典からの訳文を引用する際に、そのなかの訳語を確認するためにギリシア語、英語を挿入する場合がある。それらは、とくに注記しない場合は、すべてローブクラシカルライブラリーに拠っている。

- ハ) 訳文中の一項目が複数段落になっている場合は、段落ごとに説明の小見出しを【 】という記号で付ける。つまり、項の見出しも段落ごとの小見出しも英訳版の区切りに基づき、私が便宜的に付したものである。その他のカッコの表記などは、これまでの継続研究の仕方に準じる。
- ニ) <注記と考察>における人名等の確認に参照した文献は、本継続研究(5)と同様である。

4. 本継続研究における訂正と補筆

[訂正について] (その7)

- イ) 本継続研究(14) 168頁の上から13行目に誤字がある(読者より指摘があった)。
(誤) 夷敵→(正) 夷狄
- ロ) 本継続研究(15) 180頁の下から15行目に脱字がある。
(誤) … [= ‘はげましの’ 言葉] ことを話している。
→(正) … [= ‘はげましの’ 言葉] のことを話している。
- ハ) 本継続研究(15) 187頁の下から18行目に誤字がある。
(誤) 思想的に対立については、→(正) 思想的な対立については、
- ニ) 本継続研究(15) 188~189頁の注記(2)(5)(6)の訳者名に誤記がある。
(誤) 小松訳→(正) 小池訳
- ホ) 本継続研究(15) 頁196の下から4行目の論文初出年に誤りがある。
(誤) 「教育の理論についての反省」1966年
→(正) 「教育の理論についての反省」1954年
- ヘ) 本継続研究(15) 198頁の下から13行目に脱字がある。
(誤) なお社会教育としては→(正) なお社会教育研究としては
- ト) 本継続研究(15) 202頁の下から15行目に誤記がある。
(誤) よって大衆との高度と強度とを→(正) よって大衆の高度と強度とを
- チ) 本継続研究(16) 27頁の上から12行目の<注記と考察>の番号に誤記がある(訂正文で間違えてしまった)。
(誤) <注記と考察>(18) →(正) <注記と考察>(20)
- リ) 本継続研究(16) 70頁の17行目に句点の脱落がある。
(誤) 思想を次の様にも説明している→(正) 思想を次の様にも説明している。

[補筆について] (その6)

- イ) 本継続研究(15) のIV.1) γ.の末尾の行(197pの上から11行目)、の「…この人たちの仕事の本質なのである。」に、「つまり批判と創造」を入れ、注記(2a)を加える。

補筆前:

…この人たちの仕事の本質なのである。

補筆後:

…この人たちの仕事、つまり批判と創造の本質なのである。(2a)

<注記と考察>

(2a) 新村洋史『人間力を育む教養教育——危機の時代を生き抜く——』（新日本出版社、2013年）では、パイデИАー（ソクラテース、プラトーン）、勝田守一、ランジュヴァン、その他が根本思想として論じられている。

ロ) 本継続研究 (15) のⅣ.2)「掲載資料【22】について」の後半部 (198p) の、下から14行めの文末に、注記の (4a) を入れる（「…という可能性を考えさせてくれる。」(4a)）。

(4a) 村瀬裕也の新著『人文科学の擁護』（本の泉社、2019年11月27日）は、広範な国内外の思想の考察を行なっているが、その中ではイエーガーの著作、戸坂潤の思想も、重要な位置を占めているようである。

Ⅱ. 4 君主の教育

(The Prince's Education, DIE ERZIEHUNG DER FÜRSTEN)

英訳版第三巻、第4編：84p～105p

2. イソクラテースは優れた君主の「パイデИАー」を論じる

～本継続研究 (15) からの続き～

<訳文>85p～88p

『イソクラテースは君主制を最高の政体であるとし君主とその家臣に正義と自制の美德を説く』イソクラテースはこの政治的パイデИАー (political paideia, der politischen Paideia) の像を、彼の二つの演説『ニーコクレスに与う』『ニーコクレス』で、理想的な君主 (monarch, des Euagoras エウアーゴラス) の叙述に、王たるもの (a prince, des Herrschers) が因って以て政治の (in politics, politischen) 教育を受けるべきその指針の、さらに深い、より普遍的な体系を付け加えることによって、完全なものにする。それらの最初のもの [=『ニーコクレスに与う』] は、表向きは (ostensibly, der Fiktion nach フィクションに基づいて)、彼がかつての自分の弟子であるニーコクレスに君主の職業の真の本質について述べている、熱心な勧告である；そして対になる二つ目で、ニーコクレスがサラミースの自分の臣下 (his people, seinem Volk) に語る。^{<13>} (その際：dabei) 彼ら [=臣下] がイソクラテースの彼 [=ニーコクレス] への演説を前もって聞いていることが前提にされている——政治の哲学者と教師 (the political philosopher and teacher, dem politischen Philosophen und Lehrer) を君主自身よりも高い (知的：geistige) レベルに置く筆致である。そうすることによってイソクラテースは、その倫理的真实性 (its moral truth, ihrer sittlichen Wahrheit その道徳的真實性) (の重要性：das Gewicht) のゆえにのみ尊敬に値する、物事の高尚な社会 (a higher order of things, einer höheren Ordnung 高尚なる秩序) の代表者にされている。このことは、演説『ニーコクレスに与う』の読者によって常に思い起こされなければならない。それはイソクラテースを理想化された立法者 (law-giver, Gesetzgeber) にし、また彼の地位 (his position, diese Tatsache こ

の事実) は彼の若い王との関係によって明確に認知される。ギリシア人は通常、僭主政治 (tyranny, der Tyrannis) を一人の人間の意思の専横な行使にほかならないと考えた。ここではしかし、それは政治理想の一部とされ、そのことにより (絶対的な規準の中で: in ein absolutes Schema) (いわば: gleichsam) 法律上正当と認められる: 僭主の意思 (the tyrant's will, der Wille des Herrschers) は、制定された法と高い倫理規則 (moral code, Norm 規範) に従って臣下を統治する (rule, regieren) 意思であると理解される。(紀元前) 4世紀において、僭主政治を 'より穏和な政体 (a gentler constitution, mildere Verfassung より穏和な体制)' に変容させるために繰り返し試みがなされた。これらの双方の演説では、その問題がかなりのスペースを占めている。<14> (ここでは: hier) (紀元前) 4世紀において穏和 (gentleness, die Milde) はしばしば民主政体の本来の特質 (the true characteristic of democracy, die charakteristische Eigenschaft der demokratischen Staatsform 民主的政体の特徴的な性質) であると賞揚された、ということ思い起こす必要はほとんどない。⁽¹⁾ <15> このようにイソクラテースは、君主を教育する彼の計画において、僭主政治 (tyranny, der Tyrannis) を権力政治における所与の事実として受け入れる以上のことをする。彼はそれを理想的な規準 (an ideal standard, einer absoluten Norm) の部類に入れる; 彼が、それから (他面: anderseits) 君主制が政体 (constitution, der Verfassung) の最高の形態であることを公正に説明できるように。このことを彼は、その政治的な達成によって賞讃されるような諸国家 (たとえばカルターゴ、そしてスパルター) が平時には寡頭政治 (oligarchies, oligarchisch)、戦時には君主制 (monarchies, monarchisch) であったこと; ペルシアは、その世界的強国としての長い存続をその君主政体に負うということ; アテーナイの民主制 (democracy, Demokratie) でさえ戦時にはいつも一人の (one, eines einzigen たった一人の) 将軍の指導によって保たれてきたということ; そして最後に、天上の神々でさえ君主によって支配される王国を形作ったということ、を示すことによって証明する。<16> イソクラテースが作り出し確立しようと努めた基準 (the standards, die Normen 規準) は、なべてそうであるようにここでも、ただ理想だけに (on ideals alone, auf die reine Idee 純粋な理念) ではなく、歴史的な実例や経験にも基礎を置いている。彼の、アテーナイの戦時における一人の *strategos* (ストラテゴス: 将軍) の無制限な支配的地位というもの (the absolute dominance, die unumschränkte Stellung 無制限の地位) への言及は、私には、その演説 [= 『ニーコクレース』] の年代を、十中八九は、彼の弟子であるティモテオス⁽²⁾ が第二次アテーナイ海上同盟の結成後のスパルターとの戦いでアテーナイを (軍事的: militärischen) 指導していた、その時代に定めるように思われる。われわれがここで民主制 (democracy, die Demokratie) に持ち上がっているのを見ている内政問題の、その非常に詳しく分析されているものに、イソクラテースの後期の演説『アレイオス・パゴス会演説』でわれわれは再び出会うだろう。⁽³⁾ <17> それより (but, im übrigen それぞれとして) イソクラテースは、僭主の権力に、成文法ないし憲法によって限界を設けようとはしていない。彼 [= イソクラテース] の主題は、彼 [= ニーコクレース] (des Herrschers 君主) のことばを彼ら [= 臣下] の法 (law, Gesetz) とみなすことに明確に向けられている。<18> 正義と自制 (justice and self-control, der Gerechtigkeit und Selbstbeherrschung) の徳以外の何もかも彼 (him, seiner Machtausübung 彼の権力行使) を制約はしない。これら [= 正義と自制] —— 通常偉大な

君主に帰せられる勇武の資質ではない——は、ニーコクレスが自分の統治の柱だと言う資質であり、彼はそれら [= 正義と自制] を自分自身のために厳粛に要求する。<19> それらの唯一の源泉は、それゆえに、君主のパイデアー (paideia, die Paideia) である。申し分のないパイデアーとはアレテーのこと (areté, die Arete)、⁽⁴⁾つまりあらゆる良いものの中の最高のもの (the highest of all goods, das höchste der Güter) である。<20> それをあらゆる良いものの中の最高のものと見抜いている者は (そのように国王が臣民に確信を持って言うのであるが)、一生をとおして屈することなくその実践をやり通すだろう。<21> 君主のアレテーは、彼が自分の臣下 (his subjects, der Untertanen) に服従と忠節 (loyalty, der treuen Pflichterfüllung 忠実な職務遂行) を要求する、その正当化の根拠となる。<22> われわれは、演説のこの部分で展開されている、優れた君主に属する優れた臣下の (of the good subjects of a good monarch, eines guten Untertans 優れた臣下の) 市民の本分 (the political duties, den bürgerlichen Pflichten)⁽⁵⁾に関する教え (the doctrine, Lehre) の社会倫理 (the social morality, die sozialetischen Anschauungen 社会倫理的考え方) を、これ以上詳細に論じる必要はない。

<注記と考察>

(1) 「(紀元前) 4世紀において穏和はしばしば民主政体の本来の特質であると賞讃された」ということの例証は、原文注記<15>を参照のこと。

(2) ティモテオス：前415年頃～前354年。アテーナイの提督で、弁論家イソクラテースの弟子であり、松原著に次のように説明されている (抜粋～本継続研究 (15) III .1の <注記と考察> (8) と同文)。

前378年、^{ストラテゴス}将軍に選ばれて第2次アテーナイ同盟の結成に活躍、のち再選されてスパルターと戦いギリシア本土周辺の制海権を確保した (前375～前373)。ついでアカイメネース朝ペルシア帝国に仕えてエジプトを攻撃したのち、前366年に帰国したけれど、アンピポリス占領に失敗 (～前360)。…プラトーンに傾倒し、幸運に恵まれた能將として有名。…

なお第二次アテーナイ海上同盟結成は前377年、ニーコクレスの在位は前373年より、である。

(3) ここはドイツ語版では、次のような (英訳版とは異なる) 叙述となっている。

この点で民主制 (democracy, die Demokratie) に持ち上がっている内政問題は、イソクラテースの後期の作品の『アレイオス・パゴス会演説』の中に新たに、『アンティドシス (財産交換)』の中に非常に詳しく、出てくるだろう。

なお『ニーコクレス』の執筆年を考える手がかりとなるニーコクレスの在位は (前) 373からであり、そのころイソクラテースは60代半ばである。また『アレイオス・パゴス会演説』と『アンティドシス (財産交換)』の執筆はイソクラテースが80歳ころである。

(4) ここでの ἀρετή は、「すぐれていること」「美德」という意味合いになろう。「パイデアーとはアレテーである」と、そしてそのアレテーは「正義」と「自制」(克己節制: σωφροσύνη, temperance) の二つを本質とする、と叙述されている。

(5) the political duties を「市民の本分」と訳したように、political はここでは「市民の」

という意味で使われている。なお political に関しては、本継続研究 (14) III .1. の〈注記と考察〉(9) を参照のこと。

3. イソクラテースはロゴスの「言論」の性質を強調することによってプラトーンからの批判に応えようとする

〈訳文〉88 p ~ 91 p

『イソクラテースは‘雄弁術の教養とは権力欲だ’とする告発に反論する』その代わり、われわれがイソクラテースによる君主の本分 (the monarch's duties, über die Pflichten des Herrschers) についてのニーコクレスに対する演説に向かう前に、ニーコクレス自身の演説の前置きを一瞥することは、われわれにとって本質的である (essential, von Interesse 興味をそそる)。ここでイソクラテースはいつものように、雄弁術の教養 (rhetorical culture, die rhetorische Bildung) を弁護し称揚する機会をもう一度とらえた。彼がこの演説でそのようにするのは (注目すべきであり: merkwürdig) 特別に重要であって、というのは、それ [= この演説] は、彼が自分のパイデアーの賞讃を名目上の演説者である王の口に委ねることになるからである。彼 [= イソクラテース] は、彼 [= ニーコクレス] に、‘哲学 (philosophy, Philosophie)’ と教養 (culture, Bildung) の目的は人を完全へと導くことではなく権力 (power, Macht) を掴むことだという疑念 (雄弁術が君主 (monarchy, den Machthabern 権力者) ときわめて密接に結合するようになっていたとき (この新しい結びつき: dieser neuen Verbindung) にはごく当然のことである) を攻撃させる。〈23〉われわれは、この批判 (this criticism, diese Kritik) ⁽¹⁾ がどのようなサイドから来たのかは知らない。それがプラトーンからのものであった可能性はまずない: というのは、彼 (自身: selbst) は自分の国家と教育の理想 (his political and educational ideals, seiner Staats-und Erziehungspläne 国家-教育構想) を一人の専制君主の権力によって実現することを本気で (seriously, theoretisch 理論上) 考えていたのであり、またシュラークーサイ ⁽²⁾ の僭主との親密な交友を避けてはいなかったのである。おそらく、われわれはむしろ、イソクラテースを取り巻いていたアテーナイの実際的な政治屋たちのことを考えるべきだろう。彼の雄弁術の教育 (his rhetorical education, seine rhetorische Erziehung) に対して持ち出される *pleonexia* (強欲), ⁽³⁾ 権力欲だという告発 (the charge, die Beschuldigung) に対し、彼は、それ [= そのような告発] を雄弁 (oratory, der Rede 演説) の力の何も学ぼうとしない者たちに向けることの方が (はるかに: weit) 該当するだろうと応答する、なぜなら彼らはただ正しい振る舞い (right action, das richtige Handeln) のみに留意しているからである。⁽⁴⁾ 〈24〉人間の areté を求めるあらゆる努力は、(何らかの方法で: irgendwie) 人生のよいもの (the goods of life, der Güter des Lebens) を増大し高めることが目指されているのであり、われわれがその目的 (that end, diesen Gewinn この利益) を倫理原則 (moral principles, sittlicher Grundsätze) の助けを借りて達成するような事柄を非難する、ということは公正ではないだろう。⁽⁵⁾ 富や力や勇気が、それらがしばしばその所有者によって悪用されるからといってその価値を失うとは考えられないのと同様に、雄弁術の教養 (rhetorical culture, der rhetorischen Bildung) の悪用がその [= 雄弁術の教養] 信用を落とすはずはない。人間の落ち度 (the faults, die moralische Schlechtigkeit 道徳的墮落) のことで事物を非難することほど愚かなことはな

い。<26> そういう態度の唯一の結論は、すべての高い教養 (all higher culture, alle höhere Bildung) を例外なく拒否するということになるはずだ。そのようにする人間は、自分たちが人間の性 (human nature, der menschlichen Natur) から人生の最高のよいもの (the highest goods in life, der höchsten Güter des Lebens) を産み出すあの能力 (power, Kraft)⁽⁶⁾ を奪っている、ということを理解しない。<27>

『イソクラテースは人間に天賦の才として与えられているロゴス (言論) を賞讃する』
 そのようにして前置きは終わり、ニーコクレーヌは、最高の文化的洗練を産み出す力 (the power which makes all civilization, kulturschaffender Macht 文化人的な力) として雄弁 (eloquence, der Beredsamkeit) の賛辞を適切に述べる。これは『民族祭典演説』、そこではアテーナイは全教養 (all culture, alle Bildung) の発祥地 (the original home, die Stätte) として賞賛されていたが、そこで述べられた主題の反復である。⁽⁷⁾ <28> そこで ‘哲学 (philosophy, Philosophie)’ と呼ばれている力 (the force, diese Kraft) は、⁽⁸⁾ ここでも人間を動物と区別する能力として描写されているが、ここでもまたそれは、主としてロゴス、つまり言論の天賦の才能 (the logos, the gift of speech, die Gabe des Logos ログスの天分)⁽⁹⁾ に基づくと言われている。<29> 雄弁術 (rhetoric, der Rhetorik) と詩歌 (poetry, der Poesie) との対抗心 (the rivalry, der Wetteifer) が、言論 (speech, der Rede 弁舌) を人間に真にその人間性 (his humanity) を与える唯一の資質 (the one quality, der Kraft) として絶賛する、この卓越した賛辞におけるほど生き生きと示されている箇所はほかにない。⁽¹⁰⁾ 私は、それ [= この卓越した賛辞] が実に高尚な散文で書かれた、また詩歌の厳格な形式上の型 (formal patterns, Stil 表現様式) で達成された *hymn* (賛歌) であるということが、かつて述べられたことがあったかどうかを知らない。もしわれわれが、言論 (speech, der Rede 弁舌) の本質 (the nature, die Natur) と効果に関しイソクラテースによってなされた多様な陳述を厳密に考察するならば、われわれは、その特有の形式 (their peculiar form, die Sprachform 言語形式) から、それらがまったく、崇拜対象 (a god) として人格化される実体 (an entity, Wesens) の讃美であるということを知ることができる。<30> この実体の名は、その賞讃の演説 (the encomium, dieser Lobeserhebungen この絶賛) に部分的に現われている：それ [= この実体の名] は Logos (ロゴス)、⁽¹¹⁾ すべての教養 (culture, Kultur) の創造者、である。<31> ‘というのは (for, denn)、⁽¹²⁾ われわれの他の能力 (faculties, Gaben 天賦の才) においては、われわれは動物に勝ることはない。それら [= 動物] の多くはわれわれよりも早く、あるいは強く、あるいはその他の点でわれわれに勝っている。しかし、われわれはお互いを説得し自分たちの考えを説明する力を付与されているので、獣的な生活から解放されただけでなく、集まり国家 (states, Staaten) を建設し法を立て技術 (arts, Künste) を発明した。われわれが文明 (civilization, Zivilisation) として達成してきたほとんどすべてのことをわれわれに遂行可能にしたものは、言論 (speech, der Logos) であった。というのは (for)⁽¹³⁾、正邪美醜の規範 (the standards, der Normen) を定めたものは言論 (speech) だったのであり、それ [= 正邪美醜の規範, deren Ordnung その規範の秩序] なくしてはわれわれは一緒に暮らすことはできない。われわれが悪人を宣告し善人を賞讃するのは、言論に拠って (through speech, durch ihn) である。⁽¹⁴⁾ その [= 言論の] 助けでわれわれは愚か者を教育し (educate, erziehen)、賢者を吟味する (test, anerkennen 是認する)。というのは (for, denn)、適切

に話す能力は健全な分別 (good sense, vernünftiger Sinnesart 健全な物の考え方) の最も確かな兆候なのである；真実で遵奉的な、公正な言論 (speech, Redewise 話し方) は優秀な信頼できる精神の似姿 (the image, das Abbild) である。われわれは、言論 (speech, ds Logos) の助けを借りて疑わしい事柄を論議し、未知の事柄を探究する。というのは (for, denn) われわれは、われわれが他者を納得させるのに用いるのと同じ証明法 (the same methods of proof, die gleichen Überzeugungsgründe 同じ納得させる理由)⁽¹⁵⁾を、自分自身を相手に熟考するとき用いるし、⁽¹⁶⁾また人前で演説する (speak, reden) ことのできる者を雄弁家 (rhetoricians, Rhetoren) と呼び、しかるに自分自身と親しく語り合う者を (簡潔に: einfach) 分別のある者と呼ぶのである。もしわれわれがこの力 (power, Macht) の性質を要約するならば、どんなことがあっても思慮分別がロゴス (logos, Logos) なしになされることは決してないということ、ロゴスはすべての行動と思考の指導者であるということ、それ [=ロゴス] をいちばん多く使用する者は人類の中の最高の賢者たちであるということ、が分かるだろう。それゆえに教育 (education, Erziehung) と教養 (culture, Bildung) を軽蔑する者は、ちょうどわれわれが神々に対して不敬なことを言う者を憎むように、憎まれるに違いない。⁽¹⁷⁾

『イソクラテースはロゴスの思慮分別の側面を強調することにより雄弁術の単なる煽動性を克服しようとする』われわれは、イソクラテースの、彼の弟子たち、ここではニーコクレスで表されているが、への巨大な影響を理解するためには、言論 (Speech, der Rede) と教養の力 (the power of culture, der Macht der Bildung) へのこの賛歌 (this hymn, dieser hymnischen Verkündigung 讃美する告知) の情熱 (the emotion, des Pathos) を想起しなければならない。^{◀32▶}このように考えられ、雄弁術 (rhetoric, die Rhetorik) は、初期の専門家たちがそれを扱ったその水準をはるかに超えて高められる。(たしかに: zwar) こういうことすべてが、プラトーンによって『ゴルギアース』で投げかけられている問題——雄弁術の真理 (truth, Wahrheit) と倫理 (morality, Sittlichkeit) との関係の問題——に満足できる哲学的な答えを与えることはない；しかし (but, aber) その欠陥は、当座は、雄弁術によって教養 (culture, der geistigen Kultur 精神的文化) と人間社会 (human society, der menschlichen Gemeinschaft) の母親 (creatrix, Schöpferin)⁽¹⁸⁾と思われる新しい栄光、のなかに隠れている。もちろん、雄弁術の教育 (rhetorical training, rhetorischen Unterrichtspraxis) は、実のところ現実の実践では、イソクラテースの華麗な言い回し (fine phrases, diesem Ideal) とはみじめな対照をなしていた。われわれは、それら [=イソクラテースの華麗な言い回し] を主として、彼を鼓舞した理想 (the ideal, des Wollens 意志) の表現と理解しなければならない。しかし同時に、それらは明らかに、雄弁術教育 (rhetorical education, der rhetorischen Bildung) の、かつて存在していたものよりもいっそう意味深い目的概念を作り出すことによって、プラトーンの鋭い攻撃 (attacks, Einwände 異議) に応酬しようと考えられた自己批判 (self-criticism, eine Selbstkritik) の一形態である。もしそれが哲学の敵対者によって思われていること——無知な大衆に説得力のある話で催眠術をかける、単に形式的な技術 (technique, Routine 型どおりのやり方) である——よりももっと価値あるものを提供できないとすれば、それは本当につまらないものであろう、と暗黙のうちに (tacitly, zwischen den Zeilen 行間に) 認められている。^{◀33▶}イソクラテースは雄弁術を、あの煽動 (demagogy, des Demagogenums) との結びつきから解放しようとしてい

る。彼が考えるその本質は、群衆に影響を及ぼすための仕掛け (devices) の連続ではなく、だれもが、(心の中で: innerlich) 自分自身の幸福 (welfare, Wohl und Wehe 幸不幸) のことを自分自身と論議している時に、自分自身の心で日々行なう、単純な基本的な知的的行為である。<34>その行為においては、形式 (form, Form) と内容 (content, Inhalt) との人為的な区分をすることは不可能である: それどころか、内的な討議の本質である '思慮分別 (prudence, Wohlberatenheit 良い分別)' は、どんな状況でも適切な決断をする能力にある。<35>こう言うことによってイソクラテースは、計画的に、強調点を文体と形式 (style and form, der stilistischen Form 文体形式) から雄弁家が与える '助言 (advice, Rates)' の内容 (the content, die richtige Beschaffenheit 本物の性質) へ移し変えた。⁽¹⁹⁾ <36>というのは教養 (culture, Bildung) は、彼が考えるように、言葉 (language) や修辭的組み立て (rhetorical structure) 以上のものである。そこ [= 教養] では、形式 (form, die Form) は直接に内容 (content, dem Gegenstand 対象) から生じる。そうしてこの内容、つまり雄弁術の主題、は政治 (politics, politische) と倫理 (ethics, ethische) の世界である。イソクラテースの雄弁術の教養 (culture, Bildung) の目的は、人間の生活における完全性 (perfection, der Vollkommenheit)、つまり彼が、哲学者のように、*eudaimonia* (die Eudämonie)、⁽²⁰⁾ 幸福と呼ぶ状態を産み出すことである。これ [= *eudaimonia* (幸福)] は (つまり: also) 客観的な善というもの (an objective good)、すべての客観的な善いものの中で最高のもの、である。⁽²¹⁾ それ [= *eudaimonia* (幸福)] は、単なる、主観的な (subjective, subjektiver Willkür 主観的恣意の) 目的を満たすための他者に対する影響力という掘り出し物 (acquisition, die Gewinnung 採掘) ではない。<37>この教養の観念 (this cultural ideal, dieser Bildungsidee) ⁽²²⁾を、彼がするように、定義されたロゴスの中で⁽²³⁾実体化することは、彼の目的 (his purpose, diese Zielsetzung この目的設定) をより明瞭にする見事な方法である。というのは、ロゴスは、いつも究極的には共通の価値 (common values, gemeinsamen Wertsetzungen) の承認に依拠する、理性的な話 (rational speech, vernünftiger Rede) とコミュニケーション (communication, gegenseitiger Verständigung 相互の意思疎通) という意味で、言論 (speech, Sprache 話すこと) の意味を表す。イソクラテースはロゴスの (まさに: gerade) この側面を熱心に強調し、(そうすることで: dadurch) それ [= ロゴス] を全社会生活の (of all social life, des sozialen Lebens) 真の核心 (the real core, eigentlichen Träger 担い手) にする。⁽²⁴⁾ <38>

<注記と考察>

- (1) 上述の「疑念」のこと。
- (2) シュラーケーサイ: シケリアー (現シチリア) 島東端のギリシア植民市。
- (3) *pleonexia*: πλεον-εξία (プレオネクシアー): 「貪欲」「強欲」「より大きな取分」「過剰」
- (4) イソクラテースは、弁論術の教育をもつ者には「正しい振る舞い」をする者だけではなくそれを悪用する者も居る、と反論している。
- (5) ここは、もちろんイソクラテースの考えの確認である。
- (6) 「あの能力」とは「雄弁術の能力」のこと。
- (7) 指摘されている『民族祭典演説』については、本継続研究 (15) II. 「2. ギリシア都市国家の現状とイソクラテースの洞察——『民族祭典演説』の汎ギリシアの思想」を参

照のこと。

(8) この‘哲学 (philosophy, Philosophie)’については、原文注記23の<注記と考察> (15) を参照のこと。

(9) λόγος (ロゴス) は、「言葉」「言論」「弁論」「弁舌」「演説」「雄弁」「対話」「論議」「散文」「思慮」「分別」「理性」「道理」「原理」、等々の多義的な内容をもっている (本継続研究 (15) II .2. の<注記と考察> (14) を参照のこと)。小論の該当部分の「ロゴス」も現代語の一語で表現することはむづかしいが、イエーガーは、イソクラテースの主張を韻文に対する散文、あるいは弁論・雄弁の主張と考えているから、「言葉」のなかでも「弁論」「雄弁」「論議」という意味合いをもって使われているようである。英語の speech は「演説」「雄弁」「弁舌」「話すこと」などの意味をもっており、そのような意味合いを込めて、またイソクラテースの、そこに「思慮」「分別」「理性」「道理」が働いているという考えも含めて、the logos, the gift of speech, (die Gabe des Logos ログスの天分) を「ロゴス、言論の天賦の才能」と訳しておく (以下、この段では speech を「言論」で統一しておく)。

なお同じ『ニーコクレーヌ』の61.62. では、λόγοςが ἔργον (行為) との対比で「言葉 (words)」「(ローブクラシカルライブラリー) という意味で使われている。

(10) この叙述は『ニーコクレーヌ』5 (原文注記の<注記と考察>18) に該当すると判断される。その原文の πλείστων ἀγαθῶν (most of our blessings) は小池によって「最大の善」と訳されているが、イエーガーは、拙訳文「人間に真にその人間性 (his humanity) を与える唯一の特性 (the one quality, der Kraft)」「(ドイツ語版では der Kraft, die den Menschen erst zum Menschen bildet 人間をはじめて人間に育てる能力) に見るように、「その [=人間の] 人間性」という風に表現している。つまり、イエーガーの表現にも学びながら理解すると、イソクラテースは‘弁論術は人間に内在する最良の人間的なものを開花させる人間に備わった唯一の特性だ’と主張しているようである。πλείστος は「最も (非常に) 多くの」「大きな」という意味をもつ。

なお原文注記<原文注記> (4 君主の教育) の<注記と考察>の (15) (17) (20) で示したように、イエーガーが論じているイソクラテースの λόγος は、(行為に対する)「言葉」「言論」よりも「雄弁」「弁舌」の方が良いように思われる。

また、ここで「雄弁術と詩歌との対抗心」と述べられているが、詩歌のことがこの段で直接的に論じられているわけではない。しかしイエーガーは『ニーコクレーヌ』5を受け、イソクラテースは「弁舌を…唯一の資質と絶賛する」と述べており、事実『ニーコクレーヌ』6 (原文注記の<注記と考察> (20)) ,7,8 (原文注記の<注記と考察> (2)) ,9,10では雄弁術にふさわしい内容が展開されている。

なお雄弁術の詩歌との連続性とそれからの飛躍についてはイエーガーの問題意識に一貫して在るようで、「2 イソクラテースの弁論術と教養理念」の「8 プラトーンがイデアの「知識 (Knowledge)」を問い続けるのに対し、イソクラテースは「思いなし (Opinion)」や美的能力を重視する」(本継続研究 (12) ,論文ページ217) で次のように論を展開している。

一言でいうと、雄弁術は想像的、文学的な創造である。それはあえて技巧なしで済ますようなことはできないけれども、それはそのこと [=想像的、文学的な創造]

の手前で踏みとどまってはいけない。ちょうどソフィストたちが自分たちを詩人の、その [= 詩人の] 独特の技術を彼らは散文に移したのであるが、その真の継承者であると思っていたように、イソクラテースも、自分が詩人たちの仕事を継承し、彼の少し前までは彼ら [= 詩人たち] が自国民の生活を満たしていた、その役割を引き継いでいると意識している。彼の、雄弁術と詩歌との対照は、卓越した警句をはるかに超えたものである。彼の演説をとおして、この見解の影響を確かめることができる。…

…イソクラテースが実際の政治家として成功することを期待し望むことが少なくなればなるほど、彼は一層詩歌の権威に自分の精神的な志を引き立たせてもらう必要がある；彼の雄弁術に魂を吹き込んでいる、その教育的な精神においてさえ、彼は、ギリシア人が古の詩人たちの教育的役目だと思ったもの、と慎重に張り合っている。…

この、歌と散文との対照については、本継続研究 (15) なども参照のこと。

- (11) Logos (ロゴス) は上記 (8) で見たように広い意味をもっているが、小論のこの段では、「理性をもって論議していく」という意味合いでの「言論」と理解しておく。
- (12) 「というのは (for, denn)」は、『ニーコクレス』の原文では γάρ (for) となっている。つまり論理的な説明となっている部分である。なお、小池訳では「まことに」と訳されている (原文注記の〈注記と考察〉 (18))。
- (13) ここの、上記 (10) と同様に、γάρ (for) となっている。なお小池訳ではとくには表現されていない (原文注記の〈注記と考察〉 (22))。
- (14) ここの叙述関係であるが、「言論に拠って (through speech, durch ihn) である」を受けて、続いて「その [= 言論の] 助け」となっている。小池訳 (原文注記の〈注記と考察〉 (22)) では「これ」を受けて「この法を通して」となっている。ローブクラシカルライブラリーの該当箇所は、その英訳では by this, through this となっており、this は the power of speech を受けていると判断される (手前の「法」(イエーガー叙述の the standards (der Normen)) は laws と複数形になっている)。内容的にも、イエーガーによる叙述の方が妥当なのではないか。
- (15) 「証明法」は、小池訳では「論拠」となっている (原文注記の〈注記と考察〉 (22))。なおローブクラシカルライブラリーの該当の英訳は arguments である。
- (16) ここで確認されているイソクラテースの考えは、勝田守一の「内言」の考察に関連しているだろう。勝田は『能力と発達と学習 教育学入門 1』(国土社、1964年)の「第二章 人間が成長するとはどういうことか」の「2 思考と言語」で、次のように書いている。

たいせつなことは、音声言語を内面化して、内言が形成されることだ。私たちが言語を思考の道具とすることができるのは、これが内言に化すからである。

ところでさらにだいたいなことは、この言語が社会的な実存性をもっている歴史的形物物だということである。言語は、その生理的土台を高等の中枢にもっている。他の動物にはそれがいないのだから、人間といっしょに暮しながら、かれらには言語能力は発達することができない。犬などが人間の言語をききわけることができるのは、言語としてではなく、ベルの音や食器の音と同じ条件刺激である信号としてな

のである。

だから、人間の認識の発達、環境との直接的な交渉、個人的経験によってだけではなく、言語に集約されている社会的に継承され蓄積されている諸概念の獲得を媒介としているのである。そこで、先の問題にかえろう。貧しい言語環境にしか恵まれない子どもたちは、その幼時にそのことによってのびるべき可能性を開花させ得なかったということが起こりうるという問題なのである。

- (17) クォーターション・マーク (") の叙述は、『ニーコクレーヌ』5.の途中から9までをそのまま引いたものである。
- (18) 「母親」は *creātrīx* (ラテン語) であるが、ドイツ語版では *Schöpferin* (「Schöpfer: 創造者」の女性形) である。‘生みの母’ という意味合いであろう。
- (19) ここに、ドイツ語版では「しかしこのことは、まさにイソクラテースが望んでいることである。」が入る。
- (20) *εὐ-δαμνοῖᾶ* は「幸福」「至福」「繁栄」「裕福」という意味をもつ。
- (21) ここはドイツ語版では、*ein objektives höchstes Gut* (客観的な最高の善というもの) となっている。
- (22) *this cultural ideal (dieser Bildungsidee)* の *ideal* を「観念」と訳したが、これまでの「理念」の訳と同じ意味合いで理解している。
- (23) ここはドイツ語版では、「神のように崇拜されたロゴスの概念の中で」となっている。
- (24) ロゴスの広範な意味合いと、イエーガーが論証しようとするイソクラテースのロゴス理解については、上記(9)を参照のこと。

4. イソクラテースによる君主の教育論とプラトーンによる理想的な支配者の教育思想との関係

<訳文>91p~93p

『正義に基礎を置くパイデイアーを君主の教育の根本思想とする考えはプラトーンの『ゴルギアース』で初めて述べられたが、イソクラテースはそれを自己流に具体化しようとしたのであろう』このロゴスの哲学に、イソクラテースの立法者、教育者としての姿勢 (a position, Haltung) は基づいている——姿勢、それは、われわれが曖昧で融通の利く雄弁術 (rhetoric, Rhetorik) という言葉でそれ [= 姿勢] を見て取ろうとするときには、十分に察知されるわけではない。われわれは今や、『ニーコクレーヌに与う』の演説⁽¹⁾に表れているように、その [= 立法者、教育者としての姿勢の] 成果の分析を試みなければならない。それ [= 『ニーコクレーヌに与う』] は、君主に差し出され得る最高の贈り物は何であるかを質問すること (by asking, einer Betrachtung über の考察) で始まる。<39>イソクラテースによれば、それ [= 最高の贈り物] は、君主に一番良い方法で統治することを可能にするであろう、そのような振る舞いの適切な定義づけとなるだろう。多くの要素が(彼は話し続ける)⁽²⁾普通の市民を教育する (train, erziehen) ために結びついて影響を与える：もし彼 [= 普通の市民] が日々暮らしていかなければならないとすれば、彼は身を持ちこずしている余裕はない、彼はどんな国家に属しようとするか、その法律に従わなければならない、そうして彼は、自分の誤りのことで友人からも敵対者からも自由に非難され得る。⁽³⁾過ぎし日の詩人たちは、人がどう生きるべきかを教える勧告を残していった。こ

これらのすべてのことが、彼を向上させる (improve him, die Mensch zu heben und besser zu machen) のに役立つ。^{<40>}しかし、僭主 (tyrants, Fürsten und Tyrannen 君主や僭主) はそのような助力 (assistance, der Art 方法) を何ももたない。彼らは他の人びとよりもっと教育 (education, der Bildung) が必要なのであるが、彼らは権力を獲得してからはどんな批判 (criticism, Kritik) も決して聞くことはない。彼らはたいいていの人からまったく切り離されている；彼らと交際するような人々はおべっか使いや無節操者である。そうして彼らは、所有する強大な権力と富を誤用するのであり、そのため多くの人は、礼儀正しく振る舞う質素な私人の人生は専制的支配者 (an absolute ruler, der Tyrannen 僭主) のそれよりもましではないのかどうか疑わしいと思うようになってしまった。^{<41>} (たしかに：zwar) 富、名誉、そして権力は、君主を神に似たものに見せる。しかし (but, doch)、偉大な人 (the greates, die Großen) が生きる恐怖と危険のことを思うので、またある者たちは自らの肉親や身内によって殺害され、しかるに他の者たちは自分たちの最高の友に暴行を加えることを強いられてきたということを知っている (seeing that, sich vergegenwärtigen をありありと思ひ浮かべる) ので、人びとは、どんな種類の生であっても、たとえアジアの王冠のためだとしても、そのような禍を被るよりはましであろうと考えるようになった。^{<42>}この最後の対比 (comparison, Wendung 言い回し) は、プラトンの『ゴルギアース』におけるソクラテースの言葉への明白な当てつけである。^{<43>}：彼 [= ソクラテース] は、自分はペルシアの王が幸福であるか否かを言うことはできない、なぜなら自分は、彼 [= ペルシアの王] がどの程度の教養 (paideia, Paideia) と正義 (justice, Gerechtigkeit) に達しているのかが分からないからである、と言う。それ [= プラトンの『ゴルギアース』におけるソクラテースの発言] は、正義に基礎を置くパイデイアが偉大な支配者 (a great ruler, eines Herrschers) の生と振る舞いを判断する基準 (the standard, zum Maßstabe) とされた、また君主の教育の根本思想 (the fundamental idea, der Grundgedanke) が述べられた、最初のことであった。おそらく、プラトーン自身が『国家』においてこの原理 (this principle, diese Forderung この要求) を未来の支配者を訓練する (training future rulers, der Herrscherbildung 支配者の教育) ための完全な教育体系へと仕上げるようなことをしないうちに、ソクラテースは、自分のニーコクレスへの演説で (in his speech, in der Mahnrede 勧告の演説で) 自己流にそれ [= この原理] (it, den gleichen Gedanken 同じ考え) を用い (employ, verwirklichen 具体化し) ようとした。

『プラトーンが考える理想的な支配者の教育思想とソクラテースが考える君主の教育論との根本的相違』彼はもちろん、(なるほど：zwar) 着想 (an idea, eine Idee) それ自体は素晴らしいかもしれないが、(しかし：aber) その実行は、その創作者が期待していたものよりはるかに劣るかもしれない、ということを理解している：ちょうど、多くの詩が構想においては立派で、それらが紙に書かれるとき、まったく失敗するように。^{<44>}しかし始めることでさえ (even to begin, das Beginnen als solches 企てること自体は)、賞讃に値する。君主のための法 (laws for kings, den Monarchen Gesetze) を制定するために教育における未知の新しい領域を探究することは、素晴らしいことである。普通の教師は、そここの数人の市民に役立つだけである。しかし (but, dagegen それに対し)、もしある人が多数の人々の支配者 (the ruler, die Beherrscher) を最高の徳 (virtue, Tugend) へとうまく導くことができるとするならば、その人 [= 支配者] もその集団 [= 多数の人々]

も利益を得るだろう：というのは、それは、王の支配 (the king's rule, die Herrschaft des Königs) をより堅固に確立し、さらにまた (国家の：im Staate) 市民の生活をより耐えられるものにするだろう。^{<45>}それゆえに、イソクラテースの目的は、(われわれが上で述べたように) 支配者の意思を高い道徳的基準 (moral standards, Normen 規準) に結びつけることによって、当代の国家 (the state, des staatlichen Lebens 国家の暮し) の立憲政体 (constitutional government, verfassungsmäßiger Form) から専制君主国 (absolute monarchy, bloßer Gewaltherrschaft 純然たる専制) への悪化、を阻止するないし遅らせることである。^{<46>}哲学的論証の深さにおいて、イソクラテースの手続き (Isocrates' procedure, das Vorgehen des Rhetors 雄弁家のやり方) をプラトーンの善の理念 (the Idea of Good, der Idee des Guten) の学説と比較するわけにはいかないのであって——その〔善の〕理念は、理想的な支配者 (the perfect ruler, der ideale Herrscher) が自分の行為のために、自分の魂 (his soul, der eigenen Seele) において、確固たる模範 (pattern) ないし *paradeigma*⁽⁴⁾として持ち運ばなければならないものである；それにまた〔イソクラテースの手続きを〕、プラトーンの弁証法的な認識 (knowledge, Erkenntnis)、それは魂が絶対的な倫理規準 (moral standards, Norm 規範) を熟視するために辿らなければならないものであるが、それへの方法的な通り道の叙述と比較するわけにもいかない。^{<47>}回り道というものは (the roundabout way, der Notwendigkeit des geistigen „Umwegs “知的な「回り道」の必要性)、それによって (とプラトーンは言う) 選り抜きの最優秀者⁽⁵⁾があの高遠な目的地 (that lofty goal, Ziel 目的地) へと導かれるに違いない、〔その回り道というものは〕イソクラテースにはまったく分からない。^{<48>}彼は未来の支配者の地位を、その血統という偶然によって生み出されることがらと考え、^{<49>}彼 [= 未来の支配者] の素質にどのような欠陥があろうとも、彼の教育 (his education, seine Erziehung) によって補おうと努めるだけである。彼 [= イソクラテース] は、プラトーンのように、人の知的な優秀性ないし人格 (character, des Charakters) の信頼性が支配することの (to rule, das Amt des Herrschers 支配者という役職の)^{<50>}資格になる、とは考えないので、彼の教育課程 (his educational programme, seine Erziehung 彼の教育) は、より典型的な (typical, das Typische) より型にはまったもの (conventional, Konventionelle) にならざるを得ない。しかし彼は、普遍的な原理 (a general principle, eines allgemeinen Prinzips) を欠くことに存する危険性——統治の高度な技術 (the high art of government, der Verwaltung des Staats 国家の管理) が管理の技術的な事細かさに分解するかもしれないということ——に明白に気づいていた。そのようなことから [= 管理の技術的な事細かさ] では、と彼は言う、^{<51>}王の (of the king, des Herrshers) 公式の助言者 (the official counsellors of the king, offiziellen Ratgeber) が彼 [= 王] に逐一助言し (advise) なければならない。彼自身の目的は、君主の (monarch's, des Herrschers) (適切な：richtige) 行為の一般的な輪郭を (the general outlines, in ihren allgemeinen Grundzügen その一般的な大要において) 述べようとするのである。

『イソクラテースが用いる「仮説 (仮設)』 (hypothesis, Hypothesis) の方法はプラトーンを手本とし、数学から借用されたものであろう』彼は、王の職務 (function, der Aufgabe) ないし彼の「仕事 (work, Werk)」が何であるかを問うことから始める。^{<52>}われわれは、この探究の方法 (this method of inquiry, diese Art der Fragestellung この問題

の立て方の方法) に拠ってだけではなく、適切な行為 (right action, der richtigen Handlungsweise 行為の仕方) を‘目標とする (aiming, Zielen)’ ような君主の振る舞い (conduct, des Verhaltens) の描写によっても、^{<54>}プラトーンが——そうして、とくに彼に持続的な感銘を与えてきたに違いない対話篇『ゴルギアース』が^{<53>}——、思い起こさせられるのである。プラトーンのように彼は、支配者の究極的な目的 (the ruler's ultimate purpose, das Gesamtziel der Tätigkeit des Herrschers 支配者の仕事の総括的目標) について明らかにすることは、その部分は‘全体の目的で (with an eye to the whole, im Hinblick darauf それを顧慮して)’ のみ明確にされ得るから、本質的だ (essential, entscheidend 決定的だ) と考えている。プラトーンのように彼は、広く認められている諸事実から出発する——もっとも彼は、支配者が獲得しようとしなければならないよいもの (the goods, der Begriff der Güter よいものの概念) の弁証法的な分析をしようとはせず、普通の人の考えを受け入れるだけであるが。⁽⁶⁾ ^{<55>}行為の至高の原理ないし目的を定める (laying down, bestimmen) 方法のことを、彼は *hypothesis*、a ‘laying of foundation (Grundsetzung) 基礎を据えること’、⁽⁷⁾と呼ぶのであり——なぜなら、すべてのさらなる推論 (arguments, Folgerungen 推論・演繹) はそれに基づかなければならないからである。^{<56>}彼の演説の他のいくつかの箇所 (も: nicht nur)、この一般に (generally, allgemein) 受け入れられている仮説 (hypothesis, Hypothesis) を見出す努力を認めることができる: それは彼の政治的な考察における本質的な要素であり、またそれは、プラトーンの知的方法の影響 (the influence, Beispiel 手本) によって説明され得るのである。最後に、それは数学から借用された方法である。⁽⁸⁾ ^{<57>}

『イソクラテースは支配者の職務を、プラトーンとは異なり、物質的な偉大さと繁栄を達成することだと考えるが、その考えは啓蒙された専制政治のイデオロギーとなる』その仮説 (the hypothesis, die Hypothesis) とは、つまり、こういうことである。立派な支配者 (the good ruler, der rechte Herrscher) は、自分の国家の苦難を除去し、その繁栄を維持し、それを拡張し強化しなければならない。日々起こる個々の問題は、その目的に従属するものである。ここにおいて、イソクラテースが、プラトーンのように、国家の職務 (the task of the state, die Aufgabe des Staates) はその市民を教育し彼らの一人ひとりのできるだけ完全なものに導くことだと考えず、むしろそれ [= 国家の職務] は物質的な偉大さと繁栄を達成することだと考えている、ということがきわめて明瞭になる——その究極目的 (an ideal, Zielen) [=イソクラテースが国家の職務について思い描いたこと] は、プラトーンにより『ゴルギアース』で非常に激しく反対された、⁽⁹⁾つまり過去のアテナイの偉大な政治家たち、テミストクレース⁽¹⁰⁾やペリクレース⁽¹¹⁾、その他、によって追い求められた、現実的な政治的手腕、にいちばん該当する。^{<58>}このように、支配者の本分 (the ruler's duties, den Pflichten des Herrschers) についての彼の考えは、君主制 (monarchy, die Monarchie) だけの特徴ではない。君主制は、それら [=物質的な偉大さと繁栄] がもっとも容易く成し遂げられ得るとイソクラテースが思っている、その国家形態 (form of the state, die Form des Staates) でしかない。^{<59>}帝国主義への道をきわめて大胆に進んだのは、ペルシア戦争に続く時代のアテナイ民主制であった。⁽¹²⁾ イソクラテースは今や、幸せというものひどく物質的な考え方 (powerfully materialistic idea of well-being, stark materialistischen Wohlfahrtsglauben) を (なんの苦もなく: mit Leichtigkeit) 啓蒙された専制政治 (an enlightened despotism, der aufgeklärten Despotie) のイデオロ

ギーに変容させるが、当時の哲学的な倫理性 (philosophical morality, dem philosophischen Moralismus 哲学的な道德主義) に多少の譲歩をしないわけではない。

(継続研究 (18) へ続く)

<注記と考察>

- (1) ドイツ語版では、die ‚Rede an Nikokles ‘(πρὸς Νικοκλέα) と表記されている。
- (2) [カッコ内の説明は英訳版で加えられたものである]
- (3) ドイツ語版では、「多くの要素」としての、「彼が暮す外的な境遇の制限」「彼が向かわなければならない法律」「友人や敵対者による、彼が犯す過ちについての公然たる批判」という簡潔な説明となっている。英訳版では、その意味合いがより具体的に説明されている。
- (4) παρά-δειγμα (パラダイグマ) : 範例、原型、見本、教訓。
- (5) the best of the best (die Auslese der absolut Besten) を「選り抜きの最優秀者」と訳しておいた。
- (6) ここのイエーガーの叙述は、「プラトーンは多くの人に認められている諸事実から出発し、それらに吟味を加えていくが、イソクラテースは単に俗論を受け入れるだけだ」という意味合いである。
- (7) hypothesis は ὑπόθεσις (ヒュポテシス : 「基礎」「根本原理」「前提 (条件)」「仮説」「仮定」) に由来する。ヒュポテシスに関しては、プラトーン『国家』511b には、次のようなソクラテースの説明がある (藤沢訳、岩波文庫、下、1979年)

「それなら、可知界を切り分けたもう一つの部分 [EB] として、ぼくが次のようなもののことを言おうとしているのだとわかってくれたまえ。——すなわちそれは理 (ロゴス) がそれ自身で、問答 (対話) の力によって把握するところのものであって、この場合、理はさまざまな仮設 (ヒュポテシス) を絶対的始原とすることなく、文字どおり (下に (ヒュポ) 置かれたもの (テシス)) となし、いわば踏み台として、また躍動のための拠り所として取り扱いつつ、それによってついに、もはや仮設ではないものにまで至り、万有の始原に到達することになる。そしていったんその始原を把握したうえで、こんどは逆に、始原に連絡し続くものをつぎつぎと触れたどりながら、最後の結末に至るまで下降して行くのであるが、その際、およそ感覚されるものを補助的に用いることはいっさいなく、ただ (実相) そのものだけを用いて、(実相) を通って (実相) へと動き、そして最後に (実相) において終わるのだ。

なお ὑπο- は「下に」、θέσις は「置くこと」「配置」「主張」という意味をもつ。
- (8) 本継続研究の流れの中でということであるが、イエーガーは、ソクラテースがギリシア医学に対して肯定的な態度をとっているということを論じながら、哲学の経験主義、つまりその「帰納法」のことに光を当てていた (本継続研究 (10) II .B. 2. 「ソクラテースは『自然哲学』に批判的態度をとり、『自然科学 (医学)』の方法に共鳴した」、論文ページ 5)。それに対し此処の段落では、イエーガーはイソクラテースの演説を検討しつつ、「推論 (arguments, Folgerungen 推論・演繹)」に光を当てている。《原文注記》57. でも、「イソクラテースは明確に、自分の政治的な推論 (his political reasoning, die politische Deduktion 政治的な演繹) をこの種の仮説 (hypothesis, Hypothesis) から

出発する」と指摘している。

(9)『ゴルギアース』の515a から517a に該当する。

(10) テミストクレス：前524年頃～前459年頃。アテーナイの民主派の政治家、将軍。イエーガーの叙述を理解するために、以下に松原著より抜粋して（「」）引いておく。

「前493年、アルコンとなり、ペイライエウスの軍港建設に着手し、海軍力の増強に努める。」「前483年ラウレイオン銀山に新しい鉱床が発見されるや、市民に均等に分配する従来の習慣に反して、200（100とも）隻の艦隊（三段櫂船）を建造させアテーナイをギリシア第一の海軍国とした。」ペルシア戦争中サラミースの海戦（前480年）では、「この戦勝のおかげで、アテーナイはギリシア第一のポリス polis に台頭、民主化も進み、無産者層までが政治に参加するようになる。」「やがて、反ペルシア親スパルター派のキモンらに圧迫され、ペルシア大王との内通の嫌疑を受けて陶片追放の憂き目に遭う（前471頃）。」

(11) ペリクレス：前495年頃～前429。古代アテーナイ最大の政治家。イエーガーの叙述を理解するために、以下に松原著より抜粋して（「」）引いておく。

「音楽家でソフィストのダモン Damon, Δάμων をはじめ、哲学者エレアールのゼノンやアナクサゴラスらから教育を受け、とりわけアナクサゴラスを通して雄弁と高邁な精神を学んだ。若くして民主派の指導者として頭角を現わし、知友キモンの保守的・貴族的な寡頭派と対立、前463年キモン弾劾で名をあげ、翌462年にはエピアルテースと協力して、保守派の牙城たるアレリオスパゴス会議の実権を奪った。」「軍事・外交面では、アカイメネース朝ペルシア帝国とカリアースの和約（前449）を結び、スパルターと30年間の和平条約を締結する（前446）など、強国との間には平和を保つ一方、デーロス同盟の支配力を強化、前454年、同盟の金庫をフェニキア艦隊の来襲を口実にデーロス島からアテーナイへ移し、離反したエウボイア（前447/446）やサモス（前441～前439）を鎮定。海軍力を発展させ、同盟諸国を属国のごとくに扱って加盟領域内の度量衡や貨幣を統一し、「アテーナイ海軍帝国」を現出させた。」「政敵トゥーキューディデースの陶片追放（前443）後は、死ぬまで連年、将軍（ストラテゴス）職に就き、その強大な権力「地上のゼウス」とかオリュンピオス Olympios, Ὀλύμπιος と呼ばれ、「名は民主政だが実は第1人者による単独支配」と言われる「ペリクレス時代」を到来させるに至った。前447年以降、パルテノン神殿の造営に着工、デーロス同盟の資金を盛んに転用しつつ、さまざまな公共建築物でアクロポリスを飾り市の壮麗化を図ったほか、学問芸術を推進・奨励し、アテーナイをギリシア古典文化の中心地とした。」「前431年末に彼が戦没勇士の国葬に際して行なった演説は、古典古代随一の名演説と評価されている。」「30年にわたる彼の治下（前461～前429）、アテーナイは全盛期を迎え、ソポクレースやソクラテース、ヘーロドトス、ヒッポクラテース、デーモクリトス等々といった錚々たる人物が陸続と輩出・活躍し、「全ギリシアの模範」と称されて、その黄金時代を謳歌したことは特筆に値する。」

なおペリクレスに関しては、本継続研究（4）の22ページ（〈注記と考察〉（2））、本継続研究（7）の65ページ（〈注記と考察〉（3））を参照のこと。

(12) アテーナイの民主政確立の、その歴史的経緯のイメージをもつために、伊藤貞夫『古

代ギリシアの歴史——ポリスの興隆と衰退——』(講談社学術文庫、2004年)の「エフィアルテスの改革」の節の前半を下記に引いておく。

ペリクレスのアテネ政界での活躍は、前463年、タソス遠征から帰還したキモンに対する弾劾をもって始まるが、その存在にいつその重みをくわえたのは、翌462年の、いわゆるエフィアルテスの改革ののちであった。

これよりさき、前464年、スパルタに大地震が発生した。地震そのものによる被害も甚大だったが、それに加えてスパルタにとってアキレスの腱ともいべきヘロットの反乱がおこった。窮地に立ったスパルタは、前462年、アテネに援軍を請う。アテネ国内の反対を押しきり、この要請にこたえ、みずから重装歩兵4千を率いてスパルタに赴いたのは、いうまでもなくキモンである。

ところが、この貴族派の巨頭の留守を衝いて、民主派の領袖エフィアルテスは同志のペリクレスと謀り、貴族勢力の牙城アレオパゴス評議会の実権を奪う挙に出た。この会議は、クレイステネスの改革ののちも、裁判権の一部と、執務審査を核とする広汎な役人監督権とを保持して、国政の執行に絶大な影響を及ぼしていた。

ペリクレスらは、前462年のクーデターによって、殺人事件に関する裁判権や、若干の宗教上の権限をのぞき、この会議に属する他の権限を、すべて五百人評議会、民会それに民衆法廷に移管することに成功したのであった。ソロンの改革に端を發し、クレイステネスの時代にいちじるしい前進をとげたアテネの民主政への歩みは、ここに一応の完結を見ることになる。

なおこの時代のアテーナイの歴史に関し、若干の史実を伊藤著の年譜よりピックアップし確認しておく。

462年：エフィアルテスの改革

454年：デロス同盟金庫のアテネへの移転

451年：ペリクレスの提案にかかるアテネ市民権法の成立

449年：カリアスの平和。ペルシア戦争の終結。

431年：ペロポネソス戦争始まる (~404)

429年：開戦後蔓延した悪疫のためペリクレス病死。クレオンなどデマゴゴスの登場

《原文注記》 4 君主の教育

13. 『ニーコクレース』 11 : τὸν μὲν οὖν ἕτερον (λόγον), ὡς χρή τυραννεῖν, Ἴσοκράτους ἠκούσατε, τὸν δ' ἐχόμενον, ἃ δεῖ ποιεῖν τοὺς ἀρχομένους, ἐγὼ πειράσομαι διελθεῖν. イソクラテースが『ニーコクレース』を書いたとき、彼は明らかにそれを『ニーコクレースに与う』の姉妹編とするつもりであった。⁽¹⁾
14. 'gentleness' に対するギリシア語は πραότης であり、その形容詞が πρᾶος である。『ニーコクレースに与う』 8 と 23、『ニーコクレース』 16-17, 32 そして 55 を参照のこと。同様に、ディデュモスは (彼の、デーモステネースの『ピリッポス弾劾』の注釈、Diels-Schubart 編の選集 5.52、において)、Atarneus の僭主 Hermias は、プラトーン学派の哲学者たち Coriscus, Erastus, Aristotle, そして Xenocrates の教育的な影響のもとに、自分の政体を 'to a gentler form of government : より穏和な形の政治体制へ' 'transformed :

- 変容させた’ と言っている。(読みは全く確かなパピルスの補遺に基づく。)⁽²⁾
15. デーモステネース『アンドロティオン弾劾』51: πάντα πρᾶοτερ’ ἔστ’ ἐν δημοκρατία.⁽³⁾
 イソクラテース『アンティドシス (財産交換)』300: ‘アテーナイ人ほど *gentler* (穏やかな, *milder*) (つまり、より文明化した (*civilized, zivilisierter*) ——πρᾶος という語は ‘飼いならされた (*tame, zahme*)’ 動物という意味にも使われる) 人はいない’。⁽⁴⁾
 穏和だ (*gentle, mild*) と思われようとする若い僭主の描写についてはプラトーン『国家』566d を、⁽⁵⁾ また (*and, und dazu* またそれに加えて) アイスキュロス『縛られたプロメテウス』35を、参照のこと。⁽⁶⁾
16. 『ニーコクレス』24f. を参照。⁽⁷⁾ そのようなパッセージから、我々は、民主的な国家の市民 (*the citizen of a democratic state, Bürger eines demokratischen Staates*) であるイソクラテースがなぜ君主についてのこの小論 (*this essay, diese Rede* 演説) を自分自身の名のもとに発表することを望まず、それをニーコクレスによる ‘演説 (*speech, Rede*)’ として刊行した (*issued, fingieren* 見せかける) のか、を知ることができる。彼 [=イソクラテース] がスパルターの王アルキダーモスの口に委ねる演説は、同じ虚構に基づいていた。⁽⁸⁾
17. 『アレイオス・パゴス会演説』11-12, p.115f を参照のこと。『アンティドシス (財産交換)』101-139, それに p.139f も参照のこと。〔ゴチの原文注記は英訳版で加えられたものである〕⁽⁹⁾
18. 『ニーコクレス』62.⁽¹⁰⁾
19. 「正義」については『ニーコクレス』31f.; 「自制」については36f. を参照のこと。⁽¹¹⁾
20. 『ニーコクレス』47.⁽¹²⁾
21. 『ニーコクレス』43-47⁽¹³⁾
22. 『ニーコクレス』48-62⁽¹⁴⁾
23. 『ニーコクレス』1.⁽¹⁵⁾
24. 『ニーコクレス』1.
25. 『ニーコクレス』2. イソクラテースがここで *areté* を求めて励む報いであると評する *the ‘goods’* (*die Güter*) は、明らかに成功 (*success, Erfolg*) や幸福 (*prosperity, Wohlfahrt*) (市民的な意味における) である。これは、イソクラテースの ‘*morality is the best policy* (倫理は最良の策)’ とソクラテースが *goods* (*Güter*) であること考えたものとの対照につよい光を投げかける。『パイデア』II .148f. を参照のこと。〔ゴチの原文注記は英訳版で加えられたものである〕⁽¹⁶⁾
26. 『ニーコクレス』3-4.⁽¹⁷⁾
27. 『ニーコクレス』5.⁽¹⁸⁾
28. 『民族祭典演説』47-50.⁽¹⁹⁾
29. 『民族祭典演説』48. 『ニーコクレス』6. を参照のこと。⁽²⁰⁾
30. Norden の、賛歌 (*the hymn*) の文体的表現形式 (*the stylistic form*) とそのギリシア、ローマ文学におけるさまざまな影響の鋭い研究を参照のこと, *Agnostos Theos* (Leipzig1913): とくに p.163以下。〔ここまでの原文注記は英訳版で加えられたものである〕この賛歌の賞揚と、われわれが、ロゴス (*logos, Logos*) のような、抽象的な力と見なすだろうものの神聖視 (*deification, Vergöttlichung*) の、初期の最高の例は、

- ソロンの *Eunomia*、⁽²¹⁾ 社会的秩序 (social order, gesetzlichen Ordnung 法的秩序) とそのよい結果をもたらす力 (beneficent power, segensreichen Waltens 幸福なはたらき)、の讃美である。私は *Solons Eunomie* (*Sitzungsber. Berl. Akad.* 1926, 82-84) で、その賛歌の表現形式 (hymn-like form) を説明した。
31. 『ニーコクレス』 5-9.⁽²²⁾
32. ここで定義されるロゴスがイソクラテースのパイデアー、教養、の理念 (ideal of paideia, Culture, Idee der Paideia (Kultur)) の具体化であるということは、『ニーコクレス』の8,9から当然の結果として出てくる；そうして実際に彼は『民族祭典演説』48. でそのように述べている。‘教養のしるし (token of culture, Symbol der Paideusis)’ (σύμβολον τῆς παιδεύσεως) としてのロゴスについては、p79を参照のこと。⁽²³⁾
33. プラトーン『ゴルギアース』 454b, 462b-c.⁽²⁴⁾ [この原文注記は英訳版で加えられたものである]
34. 『ニーコクレス』 8.⁽²⁵⁾
35. 8でイソクラテースは、人を、もし集会で話しができる (can speak, zu reden versteht 話が上手) ならば‘雄弁家 (rhetor, Rhetor)’ と呼ぶ、と言っている。問題事項について自分自身に語る者を、われわれは思慮がある (sensible, wohlberaten 良き分別のある) と呼ぶ。彼が言っていることは、われわれはこれらの過程に異なる名前を与えているのであるが、それらは本質的に同じだということである。⁽²⁶⁾
36. ‘ロゴスによって’ 話す (speak, reden) こと、ないし行動する (act, handeln) ことは、イソクラテースにとっては (それゆえ: daher) 、‘聡明な洞察をもって (with intelligent foresight, mit vernünftiger Überlegung 思慮深い考慮をもって)’ ——φρονίμως——話す、ないし行動する、ことを意味する。9章を参照のこと。⁽²⁷⁾
37. *eudaimonia* (エウダイモニア) の観念 (the ideal, die Idee) はいつでもイソクラテースの政治思想 (political thought, dem politischen Denken) (彼の φιλοσοφία: 哲学) の基礎である。たとえば『平和演説』19、そこで彼はあからさまに、それ [=エウダイモニア] は彼の政治活動 (his political activity, seines politischen Strebens 彼の政治的努力) の目的であると言っている。[以下は英訳版で加えられたものである] それのより厳密な定義としては、第59番を参照のこと。⁽²⁸⁾
38. イソクラテースは、自分の φιλοσοφία が、自分を法廷雄弁術をもつ古い‘技巧家 (technographers, Technographen)’ と (遠く: weit) 引き離す、と思っている。彼は、ロゴスを思慮 (phronésis, der Phronesis)⁽²⁹⁾ と幸福 (*eudaimonia*, der Eudämonie)⁽³⁰⁾ の概念の重要部分とすることによって、プラトーンの、雄弁術 (rhetoric, die Rhetorik) は客観的な目的をもっていないという非難、の厳しさを和らげようとするつもりである。
39. 『ニーコクレスに与う』 1.⁽³¹⁾
40. 『ニーコクレスに与う』 2-3.⁽³²⁾
41. 『ニーコクレスに与う』 4.⁽³³⁾ を参照。この疑念はギリシア文学に早くに現れている。アルキロコスには、専制君主の王座 (a tyrant's throne, der Tyrannei 僭主政治) を求めない、哲学的な大工 (carpenter, Schuster 靴屋) がいる (断片22, 『パイデア』 I , 226を参照のこと)、⁽³⁴⁾ またソロンは絶対的な権力 (absolute power, der Alleinherrschaft 独裁政治) をもつことを拒否した (断片23)。⁽³⁵⁾ しかしイソクラテースは明らかにソー

クラテース学徒たちを攻撃している。彼は『ヘレネー頌』 8. で軽蔑的に、‘ある人びとは敢えて乞食や亡命者たちの生活は他の人たちよりもうらやましいと書いている’ と言っていた。⁽³⁶⁾ この考えはもちろん『ニーコクレースに与う』で、それは君主の生活に新しい内容と意味を与えるように意図されているが、そこで念入りに仕上げられたのである。

42. 『ニーコクレースに与う』 5-6.⁽³⁷⁾
43. プラトーン『ゴルギアース』 470e (『パイデア』 II ,133を参照)。⁽³⁸⁾ おそらくこの見解 (the idea, diese Anschauung) は、ソクラテースの他の弟子——たとえばアンティステネース——によって取り上げられた。
44. 『ニーコクレースに与う』 7. イソクラテースは、彼は両極の対立 (diametrical oppositions, Polarität des Ausdrucks 表現の対立関係) を好むが、‘韻律の詩歌と散文の著作’ と言っている。⁽³⁹⁾
45. 『ニーコクレースに与う』 8.⁽⁴⁰⁾
46. P.87.⁽⁴¹⁾ [この原文注記は英訳版で加えられたものである]
47. 『パイデア』 II ,311.⁽⁴²⁾ [この原文注記は英訳版で加えられたものである]
48. 『パイデア』 II ,280 ; III ,193.⁽⁴³⁾ [この原文注記は英訳版で加えられたものである]
49. 『エウアーゴラス』 12-18における、嫡出の継承という原理に基づく、キュプロスの王家の神秘的な家系を参照のこと。⁽⁴⁴⁾
50. 『パイデア』 II ,261,267.⁽⁴⁵⁾ [この原文注記は英訳版で加えられたものである]
51. 『ニーコクレースに与う』 6.⁽⁴⁶⁾
52. 『ニーコクレースに与う』 9.⁽⁴⁷⁾
53. すぐれた市民の (of the good citizen, desu guten Würgers) ‘work (Werk)’ (ἔργον : 仕事) については、『ゴルギアース』 517c を参照のこと——そこでは、πολίτου は πολιτιχοῦ と校訂されるべきであって、というのは、主題は、個々の市民ではなく政治家の義務なのである。市民をできる限りすぐれたものにする、それが政治的なパイデア (political paideia, der politischen Paideia) の目的である：『ゴルギアース』 502c, 465a も参照のこと。⁽⁴⁸⁾
54. 『ニーコクレースに与う』 6. の終わり。⁽⁴⁹⁾
55. 『ニーコクレースに与う』 9 : οἶμαι δὲ πάντας ἀνὸμολογῆσαι に注意。⁽⁵⁰⁾
56. 『ニーコクレースに与う』 13: ὑπεθέμεθα を参照のこと。⁽⁵¹⁾
57. イソクラテースは明確に、自分の政治的な推論 (his political reasoning, die politische Deduktion 政治的な演繹) をこの種の仮説 (hypothesis, Hypothesis) から出発する：『平和演説』 18. を参照のこと。この点は、より注意深く検討されるべきである；私の『デーモステネース』 p.86を参照のこと。⁽⁵²⁾
58. プラトーンは、『ゴルギアース』 517b⁽⁵³⁾ で、彼らを ‘国家の召使い (servants of the state (Diener des Staates))’ (διάκονοι πόλεως) と呼んでいる。彼 [=プラトーン] は、そのことは支配者の職務 (function, der Aufgabe) というものの、もっとも一般的な、しかしまたもっとも低劣な見方だ、ということを示唆する。これは、自分が国家の第一の召使いであることを誇りに思った、フリードリッヒ大王⁽⁵⁴⁾ を思い出させる。
59. イソクラテースは『平和演説』 19. で、アテーナイ民主制に適用されるものとしての

政治的な *eudaimonia* の概念を、⁽⁵⁵⁾ 非常に類似したことばで規定している：(1) 安全、(2) 繁栄、(3) (国内の：innere) 和合、(4) 他の諸国家からの尊敬。

<注記と考察> 4 君主の教育

(1) 『ニーコクレース』11は下記のとおりである (小池訳)。その中の、イエーガーがギリシア語で引いている箇所をゴチで表記しておく。

さて一方の主題、君主の統治のあるべき姿については、諸卿はこれをイソクラテスより聞いた。続いて以下において、余は臣下の義務をつまびらかにしたい。それは彼を凌駕しようとの魂胆からではなく、この問題こそ余が卿らに対して論じるに最もふさわしいと思うからである。なぜなら、思うところを秘匿していたのであれば、ために卿らが余の考えを誤まり解したとしても、卿らに怒りを向けるのは妥当ではない。しかるにもし、あらかじめこれを明言しておいたにもかかわらず何ひとつ進捗しないという事態が生じるならば、聴従せぬ者が痛罵を浴びて当然であろう。

なおイエーガーの叙述の「姉妹編」の箇所は、ドイツ語版では、「二つの著作を一つのディプティーク (2枚折り祭壇画) にまとめるという意図」となっている。

(2) 『ニーコクレースに与う』8と23は下記のとおりである (小池訳)。

8 とはいえ、これまで等閑にされてきたことどもを追究し、君主のために法を立てるといふ、この企ては誇るに足るであろう。なぜなら、庶民を教育する場合はただその人のために裨益するにとどまるが、多数を支配する者 (τοὺς κρατοῦντας, who rule over) を徳に勧めるならば、権力の座にある者とこれに服する者との双方を益することになるからである。一方のためには支配の礎を盤石にし、他方のためには穏和な (πραοτέρος, milder) 統治を実現することができるだろう。

23 市民からさまざまの懸念を取り除くこと。罪なき者が戦々兢兢とするような状態を望んではならない。君に対して恐れを抱くよう他の人びとを仕向けられれば、君もまた彼らに対して同じ感情を抱くようになるからだ。何事も怒りに駆られて行なってはならないが、時機によっては怒っているかのようにみせること。何ひとつ見逃さず、その眼力があなどりがたいことを示すとともに、他方では罪を犯した者には報復を控え目にして寛容な態度をとること。

『ニーコクレース』16-17,32そして55を、以下に、文脈の説明を略して、引いておく (小池訳)。

16 ひとさまざまにある性格と行動は、専制君主制 (τὰς τυραννίδας, monarchies) のほうがはるかに委細に見分けるものであることは誰もが同意するであろう。事実、思慮にすぐれた人の誰がそのような国制に参加することを拒むだろうか。ここではおのれが有為の人物であれば必ず認められ、何者であるかも知られずに大衆 (τοῦ πλήθους, the mob) とひとからげにされることはないのである。さらにまた、一人の考えだけに注意する方が大勢の雑多な考えに迎合しようとするよりも容易なのだから、それだけ君主制はより穏和な (πραοτέραν, milder) 体制であると判定して正しいのである。

17 君主制こそ快適かつ穏和で正義にかなう政治を行なうものであることは、さらに多くの理由を挙げて証明できるであろうが、いま述べたところを一瞥するだけで

その全体像が明らかである。その他の点をめぐって必要な思慮判断と実行に関して君主制がどれほどまさっているか、これを正確に見るには、体制と体制とを並べて、最も重要な政務がどのように行なわれるかを検討するにしくはない。まず、一方には一年の任期で官職に就き、国政について何か会得し経験を積むまでは素人であり続ける。

32 これらのいかなる腐敗にも染まることなく、事態の打開にあたって毫も敬虔と美習にもとることなく国家を増強し、その繁栄を進める方策を何ひとつ怠らず配慮した。市民に対して寛恕を旨とし、ために余の統治の下では国外追放も死刑も財産没収もまたその他のいかなる災厄も生じなかった。

55 現状を保守し、いかなる変革もその騒擾混乱によって必ず国家を滅ぼし家を転覆するものであることを知って、これを望んではならない。専制君主 (τυράννος, rulers) の過酷 (χαλεπούς, harsh) か温雅 (πράους, gentle) かの原因は生来の気質だけでなく、国民の性格 (τρόπον, the character) にもあることを認めなければならない。実に、これまで多くの君主が支配される民の劣悪なるがゆえに、彼ら自身の考えるところよりも苛酷な支配を強いられたのである。安心を得るのに余の穏健 (πραότητα, mildness) に求めること、卿らの徳に頼む以上であってはならない。

またディデュモス (前80/63年頃～前10年頃) はギリシアの文献学者・注釈家であり、松原著では次のように説明されている (抜粋)。

…アレクサンドレイアおよびローマにおいて活動し、非常な多作家で、4000作にも上る著述によって、ホメーロス以下はほぼすべてのギリシア文学に注釈をほどこし、辞書や抜粋・金言集を編纂、文法・綴字法・文学史などの研究を行なった。… (略) …浩瀚な作品は後代の注釈家やヘーシュキオスらの辞書編集者によって広く利用されたが、大半が失われてしまいわずかな断片をとどめるのみである。…

- (3) デーモステネース『アンドロティオン弾劾』51は下記のとおりである (『デモステネース弁論集3』京都大学学術出版会、2004年、に拠る)。なおイェーガーがギリシア語で叙述している箇所をゴチにしておく: *Demosthenis Orationes* (Oxford Classical Texts) 第2巻、M.R.Dilts2005, Reprinted2009, に拠る。

いや滞納者からの取り立ては不要だったと私が言っているとは、どうか思わないでいただきたい。取り立てはたしかに必要でした。だがどのようにして? 法の命ずるところに従って、自分以外の人たちのために。これが民主政のやり方です。なぜなら、アテナイ人諸君、このようにして取り立てられたこれっぽっちの金によって諸君が得た利益は、国政に持ち込まれたこのような慣習によって諸君が被った損害とは比較すべくもないからです。そもそも人が寡頭政より民主政のもとで暮らしたがるのはなぜかを探ろうとすれば、まずいちばん手っとり早い答えは、**民主政の方が万事につけ、人にやさしい**ということでしょう。

なおアンドロティオン (前410年頃～前340年頃) はアテナイの政治家、歴史家で、松原著では次のように説明されている (抜粋)。

イソクラテースに学んだのち、前385年頃から政界に入り、同盟市戦争 (前357～前355) 中、カーリアーのマウソーロス王のもとへ使節として派遣され、また將軍

職に就いて対アカイメネース朝ペルシア戦争準備委員をも務めた(前355/354)。他の市民を男色売春の廉で訴えていた時、違法提案の動議を行ったとして政敵デーモステネースから告発されたが、無罪判決を勝ち取る(前354/353)。その後、おそらくアテーナイを訪れたペルシア帝国の使節を侮辱したためにメガラへ亡命を余儀なくされ(前343年頃)、この地で全8巻のアッティケー史書『アッティス Atthis』を執筆、公刊した(前340年頃)。本書は68ほどの断片を除いて亡失したものの、学問的に正確な著述だったので、アリストテレスの『アテーナイ人の国制』やピロコロス Philokhoros (前340頃～前260)の『アッティケー史 Atthis』(散逸)執筆に際しての重要な典拠となった。

- (4) イソクラテース『アンティドシス(財産交換)』300は、発言の途中からなので、299を含めて引いておく(小池訳)。

299 思うに、諸君が知らぬはずはない、ギリシアの国々の一部は諸君に敵対し、一部はことのほかに友好的で安全の希望を諸君に託している。そして後者は言う、「アテーナイのみが都市国家(πόλις, city)であり、他は村(κώμας, villages)にすぎない。アテーナイこそはその規模によっても、各地に供給する物資の豊富によっても、またとりわけ住民の気質によっても、ギリシアの首都と呼ばれるのが正当である。

300 なぜなら、これほどに穏やかで(πραοτέρους, more kindly)私心のない人びとはない、生涯これほど親密にともに過ごせる人びとはいないと。彼らはこのように大そうな誇張に走り、平気で次のようなことさえ口にする。曰く、アテーナイの立派な人物の手で報復されるほうが、他国の野蛮を介して恩恵を受けるよりも快い、と。他方にはしかし、このような見解を嘲笑し、誣告屋の苛烈と悪辣に詳しく立ち入って、アテーナイの国家全体が野蛮で苛酷(χαλεπῆς, insupportable)であると告発する人びとがいる。

なお πρᾶος には、「穏やかな」「柔和な」の意味のほか、「(動物が)よく馴れた」という意味がある。また civilized (zivilisiert) には「文明化した」、さらに「教養のある」という意味がある。イエーガーのここの論述は、wild(「野生の」「乱暴な」)を対抗させて理解すればよいのであろうか。

- (5) イェーガーは『国家』の566dを指示しているが、プラトーンの論述の趣旨とともに理解していくために、やや長くなるが565dから567dまでを下記に引いておく(藤沢訳、岩波文庫)。なおイェーガーが指示していると判断される箇所はゴチにしておく。

…前文略…

「他方しかし、かの指導者その人は、明らかに、『大きな体を大様に』ただ横たえているどころか、他の数ある敵たちをなぎ倒して、国家という戦車の上につきと立つ。そのとき彼は、もはや民衆の指導者であることをやめて、完全に僭主(独裁者)となってしまうのだ」

「ええ、どうしてそうならずにいましょうか」と彼 [=アデイマントス] は答えた。

「それでは」とぼくは言った、「このような人間と、このような生きものが内に生まれた国家とが、いかに幸福であるかということを語ることにしようか?」

「ええ」と彼は言った、「ぜひそうしましょう」

「では、このような人間は」とぼくは言った、「僭主(独裁者)となった当初、は

じめの何日かのあいだは、出会う人ごとに誰にでもほほえみかけて、やさしく挨拶し、自分が僭主（独裁者）であることを否定するだけでなく、私的にも公的にもたくさんの方を約束するのではないかね。そして負債から自由にしてやり、民衆と自分の周囲の者たちに土地を分配してやるなどして、すべての人々に、情けぶかく穏やかな人間であるという様子（a gracious and gentle manner, ἡλεώς τε καὶ πρᾶος）を見せるのではないかね」

「必ずそのように振舞います」と彼は答えた。

「しかしながら、思うに、いったん外なる敵たちとの関係において、そのある者とは和解し、ある者は滅ぼして、そのほうへの気遣いから解放されてしまうと、まず第一に彼のすることは、たえず何らかの戦争を引き起こすということなのだ。民衆を、指導者を必要とする状態に置くためにね」

「当然考えられることです」

「さらにその目的はまた、人々が税金を払って貧しくなり、その日その日の仕事に追われるようになる結果、それだけ彼に対して謀反をたくらむことができにくくなるようにするためでもある」

「ええ、明らかに」

「それにまた、思うに、誰か自由な考えをもつ者がいて、彼に支配を許さないのではないかという疑いがある場合、そういう者たちを敵の思うようにさせて、消してしまうための口実も得られようというものだ。——こうしたすべての理由のために、僭主（独裁者）というものは、たえず戦乱の状態をつくり出さざるをえないのではないかね」

「ええ、どうしてもそうせざるをえないものです」

「しかしそのようなことばかりしていれば、どうしても国民からしだいに嫌われるようになってくるだろうね？」

「それは避けられないことです」

「それにまた、彼を擁立することに協力して、現在権力ある地位にある者たちのなかから、彼に対してもお互いに対しても自由に物を言い、事態をとがめる者が何人か出てくるだろうね——人並以上に勇気のある人々がいたならば？」

「当然考えられることです」

「そこで僭主（独裁者）は、支配権力を維持しようとするれば、そういう者たちのすべてを排除しなければならない。ついには敵味方を問わず、何ほどこでも有為の人物は一人も残さぬところまでね」

「ええ、明らかに」

「そういうわけだから、彼は、誰が勇気のある人か、誰が高邁な精神の持主か、誰が思慮ある人か、誰が金持であるかといったことを、するどく見抜かなければならない。こうして彼は、そういう人々すべてに対して、好むと好まざるとにかかわらず敵となって陰謀をたくらまなければならないという、はなはだ幸福な状態に置かれることになるのだ——国家をすっかり浄めてしまうまでは」

「まことに立派な浄めです」と彼は言った。

「そうとも」とぼくは言った、「医者が身体を浄めるのとは正反対のね。というの

は、医者は身体のかなから最悪のものを取り除いて最善のものを残すのだが、彼はちょうどその反対のことをするわけだから」

「じっさい」と彼は言った、「支配しつづけよう (keep his power, ἄρξει) とするのなら、どうしてもそうしなければならないようですからね」

「してみると彼は」とぼくは言った、「何という幸せな〈必然〉(the necessity, ἀνάγκη)の中に縛りつけられていることになるのだろう!その〈必然〉は彼に、ほとんどは下らぬ人間である者たちといっしょに、しかもそういう者たちから憎まれながら暮らして行くか、そうでなければ生きることをやめるか、どちらかを選ぶように命じるのだ」

「彼が置かれた運命は、まことにそのとおりのものです」と彼は答えた。

「そして先に言ったようなことをすることによって、彼が国民たちから嫌われれば嫌われるほど、ますます彼は、いっそう数多く信頼のおける護衛兵を必要とするようになるのではないかね?」

「そのことは避けられません」

「ではいったい、誰が信頼できる者たちなのか?またどこからそのような者たちを、呼び寄せるのだろうか?」

「おのずから」と彼は言った、「たくさん飛んでやってくるでしょう——そのための報酬さえ払うならば」

…以下略…

- (6) アイスキュロス『縛られたプロメテウス』35は、ヘーパイストスがプロメテウスに向かって語る部分であり、28~35を以下に引いておく (『ギリシア悲劇全集2』岩波書店、1991年、に拠る)。

それも人間鼯鼠のあなたの身から出た錆というもの、
神の身でありながら、神々の忿怒を恐れもせず、
人間どもに不相応な恵みを授けたからだ。
そのためにこの非常の巖で物見の役を務めることになる、
眠りもなく立ちつくしたまま、膝を折りまげることできない。
幾度苦しみに呻き、悲しみに叫ぼうと、
何の役にも立つまい。ゼウスの心は冷酷だからだ、
もっとも、新たに支配者の座につけば、誰しも荒っぽい (τραχύς, harsh) もの
だが。

- (7) 『ニーコクレース』24f. が指示されているが、イェーガーの叙述を理解するために、22, 23, 24, 25, 26を下記に引いておく (小池訳)。

22 君主制は毎日に繰り返し生じ来る決裁においてのみならず、戦争の対処においてもあらゆる面で優位に立っている。軍を起し、用兵の妙をつくして隠密に行動し出し抜くこと、相手に応じてあるいは交渉説得し、あるいは強硬手段に訴え、あるいは買収し、あるいはまたその他の手段で籠絡すること、これらにおいて独裁君主制は他のどれよりも効率的である。この点についてひとは、論によるのみならず事実によっても納得するだろう。23 すなわち、ペルシアの勢力がかくも強大になったのは国民の思慮によるものではなく、彼らが王を他の誰よりも崇敬しているから

であるのは周知のとおりである。また一方、ディオニュシオスがシケリアの他の諸都市は荒廢にまかせて自分の祖国を要塞化したのち、自国を差し迫った危難から救っただけでなくギリシア最大の都市としたのも、彼が独裁君主であったからである。

24 さらにまたカルタゴ人とラケダイモン [スパルタ] 人はギリシアで最もよく統治された国民であるが、平時は寡頭制をしき、戦時には王制をとっている。また、僭主制をはなはだ憎んでいる国家でさえ、多数の將軍 (στρατηγούς, generals) を派遣するときは失敗し、一人の將軍の指導のもとに (δι' ἐνός, under a single leader) 国難にあたるときは成功しているのをひとは示すことができるだろう。

25 まことに君主制が最高の評価を受けるべきものであることを、これらの事例以上に如実に示すものはないだろう。いま明らかにされたごとく、つねに独裁君主の配下にある民は強大な軍勢を擁しており、またすぐれた寡頭制の下にある国民も重大事に直面すると、ある場合には一人の將軍を、ある場合には王一人を全軍の総帥としているのであり、さらに独裁君主制を嫌忌する国民でさえ、多数の指揮官を派遣するときには、ことごとくその計画が頓挫している。26 さらに古い昔にさかのぼって言わねばならないとすれば、神々もまたゼウスを王として仰ぎ、その配下にあると伝えられている。言い伝えが真実ならば、明らかに神々もこの国家制度を最上の体制と判定していることになり、また確実なことは誰も知るものではなく、われわれが勝手にこれについて推測し、そうみなしているだけとするならば、これもわれわれがみな君主制を最高に評価していることの証拠になる。もしそれを他にまさるものになしていなかったならば、われわれも神々が君主政体をとっていると言うはずもなかったからである。

- (8) 「彼 [= イソクラテース] がスパルターの王アルキダーモスの口に委ねる演説」とは、イソクラテースの仮想演説『アルキダーモス』のことである。アルキダーモス (在位: 前360年頃~前338年8月) については、本継続研究 (12) II .7の<注記と考察> (2) を参照のこと。
- (9) 『アレイオス・パゴス会演説』11-12は下記のとおりである (小池訳)。

11 しかも、われわれのこのような行動と結果は当然の成り行きでもあった。国家制度そのものについて熟慮することなくして、事がうまく運ぶことはありえない。よしんば、僥倖や個人の才幹のお蔭で成功する事業があったとしても、やがて時を置かず従前の窮地に転落する。この真実は、われわれに起こった出来事をみれば骨身に沁みるであろう。12 コノンの海戦ののちもティモテオスの遠征ののちも、わが国に全ギリシアが膝を屈したにもかかわらず、われわれはこの成果を片時も維持することができず、粗略に扱って元の木阿弥にしてしまったのではないか。われわれは状況に的確な対応のできる国制をもっていないし、本気で探し求めることもしていない。

『アンティドシス (財産交換)』101-139は、全体が「ティモテオス弁護」を内容とするパートであるが、ここでは119の冒頭と、121~128を引いておく (小池訳)。

119 第二に、すぐれた將軍の資質とすべきは何か。… (略) …121 さて以上はそのように重大な切迫した事態の対応であるが、ティモテオスはこれに続く処置のゆえ

に、なおいっそう正当に賞讃されてよい。彼は、諸君が唯一認める人物は、他国を脅迫し怖れさせ、その結果として同盟国の中に絶えず謀反の火種をつくる者だけであるのを見て知っていたが、諸君の考えに従わず、またこの国の名声を傷つけることも望まず、ギリシアのいかなる国も彼を恐れず、ただ不正をたくらむ国を別にして、すべての国々を安堵させる方策を探求し実行した。**122** なぜならば彼は熟知していたのだ。怖れる人びとは、怖れの感情を抱かせる相手を憎むものであり、またアテナイ国家は他国との友好関係を通して栄華をきわめ最大の国となることができたが、憎しみをつのらせることによって、あわや最大の災厄に陥るところであったことを。これを胸に刻んで、一方では武力をもってこの国の敵を打倒し、他方、彼自身の人柄によって、他国の好意を獲得するよう心がけた。これこそ、多くの国を攻略し多くの戦いに勝利するよりも、偉大で高貴な戦略であるとみなしていたのである。

123 このようにしてティモテオスは、彼が謀略をめぐらしているのではという疑心暗鬼をどの国にも抱かせないように細心に配慮し、アテナイに軍隊を提供していない国々の近くを航行しようとするときは、使節を派遣し、事前にその支配者たちに通知した。突如、港の前に姿を現わして、彼らを恐慌状態に陥れないためである。

124 たまたま入港し投錨した場合でも、兵士たちには強奪、盗み、破壊行為を厳禁した。そのような不祥事が生じないように、持ち主同然の配慮をした。彼が留意したのは、兵士たちの人気をつなぎとめることではなく、わが国のギリシアにおける評判だったからである。**125** さらに、占領された都市を追及するにあたって、他のいかなる国も同盟軍に対してさえ見せないほどの寛恕をもって、かつまた合法的に処理したが、このような態度を対戦国に明示しておけば、アテナイが他国をけっして侵略しないことの最大の保障を与えることになる、と考えたからである。**126** それゆえ、これらの処置から生じた評判によって、諸君に敵対的であった国々の多くが城門を開放し、彼を迎え入れた。城内で彼はいかなる騒擾も引き起こすことなく、門を出るときに、入城したときの統治形態を変えることなく立ち去った。

127 以上すべての要点を述べよう。他の時はギリシアに多くの恐るべき出来事が頻発したが、ティモテオスが将軍に在任中は、誰も都市の徹底破壊が起こったりするのを見ることはなく、また政体の転覆も死刑も国外追放もその他修復不可能な惨事のいかなることも見出せなかった。このような災厄が、彼の時代にはまったく終息し、ためにわれわれの記憶する将軍の中で、ただ一人彼だけがアテナイをして、ギリシア人の非難を浴びないものとしたほどだ。**128** けだし、最上の将軍とみなすべきは、リュサンドロスのごとくに、ただ一度の僥倖で、他の何びとも果たしえなかったような赫々たる成功をおさめた人のことではなく、多くのさまざまな、難しい問題に携わって、つねに正しく (*ὄπτως*, honesty) かつ知性 (*voûn*, wisdom) をもって遂行した人をこそいう。そしてこれがティモテオスの踏んだ道である。

なお p.115f、および p.139f の指示もあるが、それぞれ英訳版第 4 編の「4 君主の教育」に続く、「5 自由と権力：急進的な民主主義内部の矛盾」(仮訳) と同「6 イソクラテースによる己のパイデアアの弁護」(仮訳) の章である。

(10) 『ニーコクレーヌ』 62. は下記のとおりである (小池訳)。

余の言葉を法とみなして、これを固守するよう努め、余の望むところを最もよくする者は、最もすみやかにおのれの欲するとおりに生きることが可能になることを理解せよ。以上の要諦は——卿らに支配される者が卿らに対してかくあるべきと考えるならば、卿らも余の支配権に関して、そのような者となるべきである。

(11) イェーガーは『ニーコクレース』の中の「正義」について31f.を指示している。ここでは29から32まで、および33の途中から34までを引いておく(小池訳)。

29 残された論題は、予自身について述べることだが、これは卿らの王としてある者がいかなる人物か、すなわち単に祖先のゆえのみならず、おのれの功德で現にいま受けているよりも大きな栄誉に値する者であることを、卿らに知ってもらうためである。思うに、諸徳のうちで克己節制(τε σωφροσύνην, temperance)と正義(τὴν δικαιοσύνην, justice)こそは最上のものであることは万人の承認するところであろう。30 まことに、これらはただそれのみでわれわれを益するものであるだけではない。諸々の人間の振る舞いについて、その本性と力と行使のさまを検討してみれば、これらの徳の形態(イデア)に与らない行為は最大の悪の原因をなし、他方正義と克己節制のものに行なわれる行為は人間の生に裨益するところ多大なるものがあるのを見出すであろう。過ぐる日にこれらの徳のゆえに名声を博した王たちがいるとすれば、余はおのれもまた彼らと同じ名声を得ることを至当と考える。

31 正義については、何よりも次のことから直ちにそれと認めることができよう。すなわち、余が王座に着いたとき、国庫は空ですべて使い果たされていたのであり、国事は騒擾の中にあり多大の配慮と警戒と出費を必要としていた。このとき他の権力者ならば、このような機会に乗じて私財を殖やすのに血眼になって、王たるものの本分に反する所業を数多く行なう破目になることを余は知っていたが、32 これらのいかなる腐敗にも染まることなく、事態の打開にあたって毫も敬虔と美習にもとることなく国家を増強し、その繁栄を進める方策を何ひとつ怠らず配慮した。市民に対して寛恕を旨とす、ために余の統治の下では国外追放も死刑も財産没収もまたその他のいかなる災厄も生じなかった。33 …(中略)…さらに従来からの島民はわれわれに敵対的であり、ペルシア大王も言葉こそは友好的であったが内心は穏やかでなかったのだが、34 余はこの双方ともになだめるのに成功した。後者には誠心誠意奉仕し、前者には正義を遵守する者であることを示したのである。余は他人の財産を羨望する者からほど遠い。ひとは隣人より少しでも大きな権力をもてば、土地を切り取り利得を挙げようとするが、こと余に限っては譲られた土地すら受け取るのを当然とはしない。ただ正義に則っておのれのものだけを所有することを選び、奸策をもって現有財産の累加をはかる者ではない。

イェーガーは「自制」については36f.を指示している。ここでは36、37を引いておく(小池訳)。

36 克己節制(σωφροσύνης, temperance)についてはしかし、これよりも多く述べるべきことがある。世情を観察すると、すべての人が何よりも執着するのはおのれの子供と妻妾であり、これに危害を加える者に最も強い怒りを抱き、これをめぐる放埒乱脈こそが最も大きな災厄の原因となっており、庶民であれ権力者であれ、すでにこのために滅びた者は少なくない。かくて余はこれらの禍根を断つため、王権

を掌握したその日から、妻以外の女の身体に触れたことがないが、**37** その理由は、王の人気というものが、国民の利害問題で正義にはずれさえしなければ上々で、別の方面から快楽を引き出していても評判に響かないことを知らないからではなく、わが身をその種の邪推の届かないはるかな高みに起きたいと望むとともに、おのれの流儀を国民の鑑としたいと思ったからである。余の知るところでは、大衆は彼らの支配者が過ごす生き方を見て、それに倣って生涯を送ろうとするものである。

(12) 『ニーコクレス』47. は下記のとおりである (小池訳)。

47 なぜなら、識見によらず境遇に恵まれたがために品行方正な人というものは、運命いかんで容易にその信念を覆すが、その天性に加えて徳が最大の善なるものである (ὅτι μέγιστόν ἐστι τῶν ἀγαθῶν ἀρετή, virtue is the greatest good in the world) と識知した人は、終生その生き方を崩さずに続けることが明らかだからである。それゆえに、余はいまおのれ自身について、またその他前置きに多くの言葉を費やしたが、これは卿らが余の忠告と指示に心から従いすすんで行ない、これを避ける口実は一つとして残さぬようにせんがためであった。

(13) ここでは『ニーコクレス』43-47が指示されているが、47は上述 (12) のとおりであり、ここでは43-46を確認しておく (小池訳)。

43 余をしてこのような生き方に向かわしめた動機は多くあるが、とりわけ次の知見が大きい。勇猛や神謀その他長所としてひとの誉めそやすものは、悪漢でも多くこれを与りもっているが、正義 (δικαιοσύνην, justice) と克己節制 (σωφροσύνην, temperance) のみは高貴なすぐれた人物だけが保持しているものである。そこでこの二つの徳 (ἀρεταίς, virtues) においてひとにまさるならば、これこそ最高の誉れであると考えたのであった。これらこそ小人にはその片鱗すらもちうるものでなく、徳のうちで最も真正で堅固かつ最大の賞讃に値するものだからである。**44** これらを目的とし、また以上のごとき考えに基づいて、他の人びとは比較にならないほど克己節制に努め、快楽についても不名誉な行為がもたらすものは斥け、高貴な精神による名声と合致するものを選び取った。ところで徳はすべてが一律に同じ状況の中で査定されるものでなく、正義は貧窮において、克己節制はは権力において、堅忍不拔は若年においてその有無を判定すべきである。**45** されば、そのすべての時機において余はおのれの素質を試練にかけてきたことが明らかになる。まず父亡きあと貧窮にあったにもかかわらず、余は正しく身を持して一人の市民も苦しめなかった。次に望むがままに振る舞う権力を得たのちも、一介の庶民よりも節制を守った。そしてこの両面で余が堅忍を貫いたのは、大方の人間が最も過ちを犯しやすい年齢のときであった。

46 このようなことは余も卿ら以外の人びとの前では言うのを憚ったであろう。それはおのれのなしたことを誇る気持ちがないからではなく、そもそも語られる内容がかえって逆に不審を招くと思うからである。しかるに諸卿はいま述べたことすべての証人である。けだし、生来の節度 (κοσμίους, moral) は賞讃され驚嘆されてしかるべきであるが、それにもまして理知 (λογισμοῦ, reason) の力によって行ない端正な人こそ賛嘆に値するのである。

ここの文中の κόσμους (「節度」) には「秩序ある」「節度のある」「中庸を得た」「慎

み深い」「まっとうな」という意味がある。拙論「想起に関する研究——社会教育（自己教育・相互教育）の原理をたずねて——」（都留文科大学大学院紀要第7集、2003年3月、所収）の第9章の注記8（論文ページ108）で、プラトーン『パイドロス』におけるこの概念をめぐり、検討を行なっている。

- (14)『ニーコクレース』48-62は、イエーガーの叙述の理解のために正確に見ておいた方がよいので、やや多くを引いておく。その中の55は上述（2）で、また62は上述（10）で引いてあるので略すが、内容は重要である。（小池訳）

48 卿らおのおのは、その宰領する任務を懈怠なくまた正義（δικαίως, justice）を逸脱することなく行なわれなければならない。精勤と正義とのいずれを欠いても、それによって任務の執行は損なわれる。指示された事柄はどれも、実行しなくとも影響はないなどと考えて軽んじ蔑ろにはならず、全体は部分のそれぞれ次第でよくもわるくもなりうるのであるから、それを念頭に一心に務めよ。49 余の利害は卿ら自身のことと同様に心慮せよ。そして余の財産を安全に管理する者が受ける栄誉を、過少な報いとみなしてはならない。他人の財産に触手を伸ばしてはならない。それは卿ら自身の家をより安寧に維持するためである。他の者に対しては、卿らに対して余がかくあれと要望するとおりに振る舞う者であれ。50 有為の人物と謳われる声望より先に、富貴を求めるに急であってはならない。ギリシアでも異邦でも徳（ἀρετή, virtue）において最大の名声もつ人びとこそ、最も多くの善（ἀγαθῶν, good things）を支配する主人であることを知るべきである。不正な蓄財は富をつくるのではなく、危険を育む温床であると考えよ。「取るは利得、費やすは損害」だとしてはならない。そのいずれもつねに同じはたらきをするものではなく、好機に、また徳をもってこれを行なえば、いずれも当事者を益するのである。

51 王の命じる仕事はいかなるものであれ、これを苦痛としてはならない。なぜなら卿らにあって余の命令を受けて最も多く実績を示す者であれば、自身の家も最も多く益するだろうからである。何であれおのおのが内心思うことが、余に知られぬと考えてはならない。わが身体はそばになくとも、わが精神は刻々の出来事に寄り添っていると思うべし。なぜなら、卿らが余の考えを知悉していれば、より自制して（σωφρονεστερον, restrained）万事において熟慮決定することになるからである。

52 (略) 53 (略) 54 朋党また結社を余の許可なくつくってはならない。そのような党派は他の国制では利点もあるが、君主制においては百害あって一利もない。卿らは過ちを避けるだけでなく、かかる疑惑を招く営みも控えるべきである。余の抱く友愛こそ最も安全で渝ることのない堅固な絆であると信じるがいい。

55 (略) 56 (略)

57 若者を徳に勧めるにあたっては、単に督励の言葉のみによらず、すぐれた人のいかにあるかを行為において彼らに率先垂範せよ。子らには親に従うことを教え、前述の学問教養（διατορίβειν, the discipline）に精進する習慣をつけさせよ。しかるべく服従することを学んだ者は、多数（πολλῶν, many）を支配する（ἄρχειν, exercise authority over）ことができるようになるからであり、忠実で（πιστοί, faithful）正しい（δίκαιοι, just）者に成長すれば余のくだす恩恵に与り、劣悪な者となれば現在の所有も危うくするだろう。58 (略) 59 競争すべき相手は莫大な富

を所有する者ではなく、顧みておのれに疚しいことのない人物である。そのような心の持ち主こそ、最も幸福に (ἡδιστ', most happily) 生涯を送ることのできる人である。「悪徳は徳よりも利するところ多く、ただ名だけが忌まわしい」のだと思っ
てはならない。行為はそれぞれ、それが名指し評価されるとおりのはたらきをもつ
と考えよ。

60 (略) 61 (略) 62 (略)

(15) 『ニーコクレス』1. は下記のとおりである (小池訳)。

1 世上には言論 (τοὺς λόγους, eloquence) にひどく反感を抱いている人がいて、
哲学する者 (τοὺς φιλοσοφοῦντας, men who study philosophy) を罵り、彼らがその
ような仕事に励むのは徳のためではなく権勢欲のためだと言う。ぜひとも彼らから
聴きたいと思うのだが、なにゆえ一方で雄弁を欲する者をおとしめ、他方で功業を
望む者を誉めるのか。もし利欲が彼らの唾棄するところであるならば、はるかに多
大の利得が言論よりも実業によって生まれているではないか。

なお訳者は、冒頭の「哲学する」に「ここに言う哲学は、実践知そのものではなく、
その基本的素養となる言論技術を指す。」という訳注を入れている。改めて冒頭の
τοὺς λόγους (eloquence) の訳語「言論」であるが、eloquence は「雄弁」である。

(16) ドイツ語版では、《原文注記》24で「ニーコクレス」の1と2を指示している。1. は
上記 (15) のとおり、2. は下記のとおりである (小池訳)。

2 さらに奇妙なことだが、われわれが神々を敬い正義 (τὴν δικαιοσύνην, justice)
を修めまたその他諸徳 (ἀρετὰς, virtues) に精励するのも、ひとよりも少ない分け
前に甘んじるためではなく、できるかぎり多くの善 (ἀγαθῶν, good things) を享
受して生涯を送らんがためであることを、よもや彼らが忘れていたはずはあるま
い。それゆえ、徳 (ἀρετῆς, virtue) に背くことなく利得を挙げるならば、その仕
事そのものは非難にあたらぬ。むしろ咎めるべきは、行為において罪過を犯す者、
あるいは言論によってひとを過たせ、不正に言論を用いる者である。

なお ἀρετή には「すぐれていること」「優秀」「長所」「美德」「才能」「幸福」などの
意味があり、また ἀγαθός には、広範な事柄にたいする「すぐれている」ことの意味が
あり、その中には、「高貴な」「善い」「正しい」といった意味のほか、「役に立つ」「有
利な」「利益のある」「得になる」「快適な」といった意味もある。τὸ ἀγαθόν は「善いこ
と」「善」「気持ちよいこと」「利益」「利点」の、τὰ ἀγαθά は「財産」「富」「利益」「儲け」
の意味をもつ。英語の good thing には「良い (望ましい) こと」「うまくいった行為」「も
うけもの」「幸運」といった意味がある。

原文注記の the 'goods' (die Güter) は、イエーガーの論旨として、「よいもの (こと)」
と理解しておく。原文注記の prosperity (Wohlfahrt) を「幸福」と訳したが、「繁栄」
でもよいだろう。

指示されている『パイデア』II .148f. は、第3編の「6 ゴルギアース：政治家と
しての教育者」の部分である。なお指示はされていないが、本継続研究 (16) のII .B.9.の
第1段落『ソクラテースは「魂 (精神的なもの)」を「身体」と一緒にして「一つの
人間の自然の二つの異なる側面」と捉えている——ソクラテースの「善」は「人間 (の
自然) に役に立つ」という意味をもつ』の叙述も関連する。

(17)『ニーコクレス』 3-4. は下記のとおりである (小池訳)。

3 先のような見解の持ち主が富 (τὸν πλοῦτον, wealth) や力 (τὴν ῥώμην, strength) や勇気 (τὴν ἀνδρίαν, courage) を悪しざまに言わないのは、まことに不思議である。なぜなら、もし罪を犯す者や偽り欺く者のゆえに言論 (λόγους, eloquence: 雄弁) に敵意をもつのであれば、他の善 (ἀγαθοῖς, good things) にしても彼らの責めるところとなつてよさそうなものだからである。これらを所有していても罪犯す者はいるし、またそれを利用して大勢に危害を加える者もいるからである。4 それはともかく、出会った相手をいきなり殴る者がいるからといって力を非難するというのは正当ではないし、また罪咎のない人びとを殺す者のあるがゆえに勇気を誹謗するのも、また一般に人間の犯す悖徳を事に転嫁して罵倒するのも正しいことではなく、責められてしかるべきものは、善を悪用し、同国の市民を益することができるまさにそのものによって危害を加えようとする当の人間である。

なお λόγος には、その多くの意味のなかに、「言論」や「弁論」「演説」「雄弁」という意味がある (上記訳文における<注記と考察> (9))。イエーガーは、上記引用文中の λόγους を「雄弁」(弁論術) という意味で解している。

(18)『ニーコクレス』 5. は下記のとおりである (小池訳)。

5 しかるに彼らは、個々の例についてこのような区別を等閑にしてすべての言葉 (λόγους, eloquence) に敵対し、言葉の能力を嫌忌するというはなはだしい誤謬に陥り、これこそが人間の性 (τῶν ἀνθρώπων φύσει, the nature of man) にやどるあらゆるものの中で最大の善 (πλείστων ἀγαθῶν, most of our blessings: 大部分の恩恵) の原因となるものであることに気づかない。まことに (γὰρ, for) 他の能力をもってしては、われわれは動物と選ぶところはなく、速さや力やその他の運動能力では多くの獣に劣っている。

(19)『民族祭典演説』 47-50. は、本継続研究 (15): 原文注記の<注記と考察> 3 政治的教養と汎ギリシア主義の理想 (その2) の (7) (10) (11) (12) を参照のこと。

(20)『民族祭典演説』 48. は前 (19) のとおり。『ニーコクレス』 6. は下記のとおりである (小池訳)。

6 互いに説得し、また欲するところのことについて自分自身に明らかにすることができるようになってはじめて、われわれは野獣の生活から訣別したばかりでなく、集まって城市を建設し法律を立て技術を発明したのであるが、われわれの工夫考案のほとんどすべては、言葉 (λόγους, the power of speech) がこれを準備したのである。

なお訳文中の「言葉」(λόγους, the power of speech) の意味合いについては、小論の上記訳文における<注記と考察> (9) を参照のこと。

(21) εὐ-νομία は「秩序のあること」「秩序ある政治」「神の掟を守ること」という意味をもつ。

(22)『ニーコクレス』 5-9. が指示されているが、5. は上述 (18)、6. は上述 (20) のとおりである。7.8.9. は下記のとおりである (小池訳)。

7 正邪美醜についての法を定めた (ἐνομοθέτησεν, has laid down laws) のは言葉であり、そして法なくしては、われわれは共同の生を営むことができない。われわれ

が悪人を非難し、善人を賞讃するのはこれによる。この法を通してわれわれは無知無学な者を教育し (παιδεύομεν, educate)、思慮のすぐれた者を鑑定する。なぜならわれわれは、しかるべく語ることをすぐれた思慮の最大の証拠とみなすからであり、真実で法になかった言葉 (λόγος, discourse)こそは、信実のすぐれた魂をかたどる似姿なのである。8 この言葉の助けによってわれわれは、異論かまびすしいものについて論陣を張り、未知の事柄について考察する。まことに、われわれが他の人びとを説得するために述べる論拠と、ひとり熟慮判断するために用いるそれは同じものであり、多数の会衆の前で弁舌をふるう (λέγειν, speak) ことのできる者を雄弁家 (ῥητορικούς, eloquent) と呼び、懸案をめぐって自分自身を相手に最もよく論議をつくす者を深慮の人とみなすのである。9 この能力を簡潔に評言しようとするならば、深識遠慮の (φρονίμως, with intelligence) 行為が言葉なしに (ἀλόγως, without the help of speech) 生じることはなく、また行為も思考もすべてその導き手は言葉 (λόγον, speech) であり最大の知性をそなえた者こそが最も言葉をよく用いること、おのずと明らかなることを知るだろう。かくして、学問教養を授け哲学している人びと (τῶν παιδευόντων καὶ φιλοσοφούντων, educators and teachers of philosophy) をおとしめて憚らない者は、神々 (θεῶν, the sanctuaries of the gods) を冒瀆する者と同様に実に憎みてあまりある徒輩と言わなければならない。

なお挿入した discourse は「言葉による思想の伝達」「会話」「講話」「講演」などの、また speak は「話す」、speech は「演説」「話すこと」「雄弁」などの意味をもつ。

また小池の訳文「われわれが悪人を非難し、善人を賞讃するのはこれによる。この法を通してわれわれは無知無学な者を教育し、思慮のすぐれた者を鑑定する。」について、本論文訳(Ⅱ.3.)の<注記と考察>(14)を参照のこと。

(23)『ニーコクレース』8,9は上記(22)のとおり。『民族祭典演説』48.は上記(19)のとおりであるが、重要なので、再確認の意味で下記に引いておく(小池訳)。

48 わがアテナイは、この言葉の能力こそすべての動物と異なっておりわれわれが生まれつき備えているものであること、またこの長所から利益を引き出すことによって他のあらゆる点で動物にまさるゆえんを理解し、一方でまた他の領域では運命が乱脈をきわめ、しばしば思慮ある人が不運に遭い愚かな者が成功するのに対して、技術をこらした美しい言論(λόγων, speech)のみは小人の与りうるところでなく、思慮に秀でた魂の結晶であることを見てとったのである。

また、「教養のしるし」としてのロゴス」について指示されているp79は、本継続研究(15)Ⅱ.2.の『イソクラテースが雄弁術(修辞学)を教養の「代表者」と描く論理』の後段である。

(24)プラトーン『ゴルギアース——弁論術について——』454bが指示されている。弁論術をめぐり「教える(διδάσκω, teach)」ことと「説得する(πείθω, persuade)」こととが話されていくが、454aの終わりから454bの始めまでは下記のとおりである(加来彰俊訳、岩波文庫、に拠る)。

ソクラテースしてみると、弁論術だけが「説得をつくり出すもの」ではない、ということになりますね。

ゴルギアス それは君の言うとおりで。

ソクラテス さて、それなら、そういった成果をあげるのは、なにも弁論術だけにかぎったことではなく、ほかにもそのようにする技術はいろいろとあるのだとすると、さきほどの肖像画家の場合と同じように、いまのように言う者に対しては、その次には当然、こう重ねて訊ねることができるでしょう。——弁論術は説得の技術であるとしても、その説得とは、いったい、どのような性質の説得であり、また何についての説得であるか、と。それとも、そんなふうに重ねて訊ねることは、当然であるとあなたには思われませんか。

ゴルギアス いや、それは当然だと思う。

なお $\pi\epsilon\iota\theta\omega$ には「説得する」「言いくるめる」「信用する」「思う」などの意味がある。また指示されている462b-c. は下記のとおりである（加来訳）。

ソクラテス さあ、それなら、いまの場合も、質問するほうに廻るなり、あるいは、答えるほうになるなり、そのどちらなりと、君の好きなほうをしたまえ。

ポロス よろしいです、そうしましょう。それではどうか、あなたは答えるほうになってください、ソクラテス。——ゴルギアスさんは、弁論術のことで答えに窮しているのだとあなたに思われるからには、あなたは、それを何であると主張なさるのですか。

ソクラテス というと、そもそも君の質問は、ぼくがそれをどんな技術であると主張するか、ということなのかね。

ポロス そうです。

ソクラテス 技術なんかではないと、少なくともぼくには思われるのだがね、ポロス、君には本当のことを言えばだよ。

ポロス しかしそれなら、弁論術は何であると、あなたには思われるのですか。

ソクラテス うん、それは、君が書物の中で——ぼくはそれを最近読ませてもらったのだが——技術をつくると言っているところのものだよ。

ポロス というと、それは何のことですか。

ソクラテス ある種の経験のことだ。

ポロス そうすると、弁論術は経験であるとあなたには思われるのですか。

ソクラテス そうなのだ、ただしそれで、君に異論がなければだよ。

ポロス 何についての経験でしょうか。

ソクラテス ある種の喜びや、快樂をつくり出すことについての経験だね。

ポロス それなら、弁論術は立派なものであると、あなたには思われませんかね、人びとを喜ばせることができるものだとなれば。

(25)『ニーコクレス』8. は上記 (22) のとおりである。

(26) ここの注記は『ニーコクレス』8. の内容の確認である。

(27)『ニーコクレス』9. は上記 (22) のとおりである。φρονίμως は φρόνιμος (「思慮のある」「見識のある」) の副詞形。

(28) 指示されている『平和演説』19は、下記のとおりである（小池訳）。

19 では、もしわれわれが国家において安全に居住し、生活環境が次第に豊かになり、人間関係も和気藹々とし、ギリシア世界で名望をかちうるならば、これはわれ

われを満足させるだろうか。私は、これらが充足されるならば国家は幸福に (εὐδαιμονήσειν, happy) になると考えるものである。さてしかし、戦争によって、いま挙げたいっさいをわれわれは奪われた。われわれを前より貧しくし、幾多の危難に耐えることを強い、またギリシア人の間に悪名を播き、あらゆる方面でわれわれを疲弊させたのである。

なお指示されている「第59番」は、『ニーコクレース』59 (上記 (14)) と判断される。

(29) φρόνησις (プロネーシス) は「思慮」「知恵」「知力」などの意味をもつ。

(30) εὐ-δαιμονία (エウダイモニア) は「幸福」「至福」「繁栄」などの意味をもつ。

(31) 『ニーコクレースに与う』1. は、下記のとおりである (小池訳)。

1 ニコクレースよ、貴君のような王家の人びとへの贈り物として、衣装や青銅・黄金の細工、あるいはまたほかにも自分たちは不足し、先方には豊富にある財貨を持参するのを習いとする人々がいるが、彼らが贈与ではなく取り引きをしていること、また公然と商いをする人よりももっと巧みにそれを売りつけていることは、あまりにも明白に思われる。

(32) 『ニーコクレースに与う』2-3. は下記のとおりである (小池訳)。

2 私は最も美しく最も有益な贈り物に思いをめぐらし、そもそも何に精進しました何を遠ざけると、最もよく君主国家の統治が行なわれるか、もしこれを私の力で画定することができれば、それこそ贈り手にも受け手にも最もふさわしく時宜を得たものとなると考えた。

けだし、庶人であればこれを教え導くものに事欠かない。とりわけ奢淫をひかえ生計を立てねばならない日々の事情があり、3次にまた、人それぞれが属している国の法律、さらには忌憚なくものを言う自由があり、友人の間では面前で譴責することが許され、また政敵どうしも互いの過ちを攻撃しあうことが禁じられていない。さらに、過去にさかのぼれば、どのように生きるべきかの教訓を書き残した詩人たちもいる。したがって、彼らはこうしたすべての影響で陶冶されることが多分に期待できる。

(33) 『ニーコクレースに与う』4. は下記のとおりである (小池訳)。

4 しかるに、専制君主にそのような輔弼は絶えてなく、彼らこそ他の誰よりも学問教養が必要であるのに、覇権を握ったその日から生涯、誰からも訓戒を受けることがない。なぜなら、臣下の大多数は彼と疎遠であり、廷臣近習は愛顧を得るためにしか寄って来ないからである。まことに彼は巨万の財貨を蔵し、その事業は拡大していくにもかかわらず、その用いることのはなはだ拙劣なために、世に侃々諤々の論議を招来しているありさまだ。すなわち庶人であっても安泰適正に暮らす生と独裁君主の生とは、どちらが選ぶに値するかと。

なお訳者はこの段の末尾に次のような注を付しているが、その注の前段はイエーガーの《原文注記》41. の内容と重なる。

独裁君主 (僭主) の生き方を斥ける考えは、古くはアルキロコス (「断片」22)、ソロン (「断片」23) などを参照。この主題はプラトンの『ゴルギアス』で展奏され、やがて『国家』においてその最も苛烈な表現をみる。

(34) アルキロコス：前714年頃～前676年頃、前680年頃～前640年頃ほか異説あり、とい

うことである。ギリシア最古の抒情詩人で、松原著には次のような説明がある（抜粋）。「抒情詩の父」と呼ばれ、古代にはホメロスと併称される高い評価を受けていたが、作品はいくつかの断片が残存するに過ぎない。戦闘・酒・情愛・性行為などを主題に、折にふれての個人的な喜怒哀楽の情感をさまざまな詩型に託し、また狐や猿、鷲を主人公とする動物寓話をも創作。とりわけ、諷刺嘲罵に適したイアンボス iambos 詩型の完成者としての名声は高い。

指示されているアルキロコスの断片22. であるが、杳掛良彦著『ギリシアの抒情詩人たち——豎琴の音にあわせ——』（京都大学学術出版会、2018年）の「1 アルキロコス」の章に次のような叙述がある（抜粋：pp.74-75）。

…自分が詩人として選ばれた存在だというこのような意識ないしは自覚は、やがてサッポロにも受け継がれてゆく。しかしそのことは、一市民としての意識、平民意識が強く、不遇で世に容れられなかった詩人が、この世の富だの権勢だのといったものに憧れ、他人の上に立とうとする上昇志向を抱いていたことを意味するものではなかった。それどころか、次の詩に見るように、彼はそういった高さ所にあるものをあからさまに拒絶する姿勢を見せている。

あのしこたま黄金を蓄えたギュゲス王の富なんぞは俺にはどうでもいい、
羨んだことなぞ一度もないし、また神々の所業に、
妬みを覚えたりもせぬ。またお偉い僭主の座を願ったりもせぬわ。
そんなものは、この俺の眼からずっと遠いところにあるものだ。

（トロイ・22）

リュディアのカンダウレス王を弑して新たな王朝を開き、パクトロス河の砂金を採取して伝説的な巨万の富を築いたほぼ同時代人の王ギュゲスの富も、神々の所業も、威勢をふるう僭主の権力も眼中になしと嘯いたこの一篇は、いかにも世の価値観、伝統的な道徳観などを覆したアルキロコスの小気味よい啖呵と聞こえる。ところがここに厄介な問題があって、この断片には、続いて「と大工のカロンが言った」とあるので、これがアルキロコス自身の信条なのかどうか、にわかには断定はできない。断片を読む難しさである。しかしここはひとまず詩人の態度、信条を、カロンなる人物の口を借りて代弁させたものと解しておきたい。

なおこの杳掛著の「テキストおよび主要参考文献」欄末尾の、「その他」の洋書6冊の中に、G.Highet, *The Classical Tradition*, Oxford University Press, 1949 (G・ハイエット『西洋文学における古典の伝統（上・下）』柳沼重剛訳、筑摩書房、1969年）とW.Jaeger, *Paideia, The Ideal of Greek Culture*, Translated by G.Highet, Basil Blackwell, 1965の2冊が入っている。

(35) ソロン：前639年頃～前559年頃。アテーナイの立法者でギリシア七賢人の1人。ソロンに関しては、本継続研究（5）のⅡ.2.の〈注記と考察〉（7）、本継続研究（7）のⅡ.B.1.の〈注記と考察〉（1）において松原著より引いた。

「断片23」が指示されているが（ドイツ語版も、小池訳書『ニコクレスに与う』における注記（上記〈注記と考察〉（33））も同様）、西村賀子訳『エレゲイア詩集』（京都大学学術出版会、2015年）では内容的に「断片33」が該当するように判断される。その「断片33」は次のようなものである。

33

ソロンが僭主政を避けていることを多くの人々が嘲笑し、自分について言っている言葉をこう書いている。

ソロンって奴は生まれつき浅はかで、ばかな男だよ。
神様がやろうって言ってるのに、その賜物を自分からもらわなかったんだからな。
あいつは獲物を周りに投げかけ、ぼうっと見つめたまんま引かなかったのさ、大きな網をな。奴には度胸もなけりゃ、才覚もありゃしない。
俺なら望むところなんだがなあ、権力を握り、金がしこたまうなり、
たった一日でもアテナイの僭主になれるっていうんなら、そりゃ本望さ。
あとになって生皮をひっぺがされ、一族郎党全滅だとしたってな。

以上が、自分に関する大勢の卑俗な人々の言説をソロンが詩にしたものである。

プルタルコス『英雄伝』「ソロン」14-9-15-1
なお32は「僭主政」に関する内容の、次のようなものである。

32

これらのことのなかにはソロンの意志をくじくものは何一つなく、ソロンは、僭主政は立派な場所だが逃げ道がないと友人たちに言い、ポコスに対しては、詩にこう書いた。

もし私が祖国の地を大切にしたら、
そして僭主政と容赦ない暴力に
訴えることで己の名声を汚したり辱めたりしなかったのだとすれば、
私は恬然として恥じることはない。なぜなら、このやり方こそ
すべての人々に打ち勝つものと、私は信じるからだ。

法律を制定する前から彼が大きな名声を得ていたことは、このことから明々白々である。

プルタルコス『英雄伝』「ソロン」14-8

(36) 指示されている『ヘレネー頌』8. は下記のとおりである (小池訳)。

8 しかるに、彼らは著しく虚言の技術を進歩させ、その結果いまや、彼らがこのような仕事によって利を得ているのを見て、「乞食や亡命者の生のほうが、ほかのどんな生よりも羨むべきものである」と平気で書きあらわす者、また「もし劣悪な事象について何事か言うことができれば、いわんやまして立派ですぐれた問題について滔々と論じる材料に困ることはない」という屁理屈を証明に使う者さえ現われている。

(37) 『ニーコクレースに与う』5-6. は下記のとおりである (小池訳)。

5 その栄誉と富貴と権力に眼をこらすとき、誰しも君主を神のごとくにみなす。だがその不安と危険を思い、さらに立ち入って眺めると、思いもよらぬ人の手で倒されたり、近親に非道の罪を犯したり、あるいはまたそのいずれもの不運にあう内情があばかれて、そのような呪いを一身に受けてまでアジアに君臨するよりは、ど

んな生にせよ、まだしもではないかとあらためて思うことになる。6 この乱脈と無道の原因は、王が祭司職のように誰でもなれるものとみなされているが、その実は人のなすことのうちで最も困難をきわめ、最高の知恵を必要とするものだからである。

ところで個々の具体的懸案に即して、何によれば最もよく治めまた善を保全し災禍を避けることができるかを具申するのは、臣下の任務である。これに対して全般的な観点から、王の進むべき道について何を目標とし何に邁進すべきか (ὧν χρῆσθαι καὶ περὶ ἃ δεῖ διατρίβειν, the objects at which he should aim and the pursuits to which he should devote himself) をつまびらかにすること、これが私の試みようとするところである。

(38) プラトーン『ゴルギアース』は、副題に「——弁論術について——」が付せられるもので、5人による対話が進む。なおイエーガーが指示する470eの確認と考察は、小論末尾のⅢ.で行なう。

(39) 『ニーコクレースに与う』7. は下記のとおりである (小池訳)。

7 さて、この贈り物が主題にふさわしく仕上げられているかどうか、最初の段階で見さだめることは困難である。韻文にせよ散文にせよ、著述の多くは著者の胸中にあるときは大いなる期待を抱かせるが、ひとたび書き上げられて外に示してみると、案外な不評を招くものである。

(40) 『ニーコクレースに与う』8. は上記(2)のとおりである。

(41) p.87は、本拙論(継続研究(17))の冒頭の段落『イソクラテースは君主制を最高の政体であるとし君主とその家臣に正義と自制の美德を説く』に該当する。

(42) 『パイデア』Ⅱ,311. は、9『国家』のⅡ:の中の「弁証法での教育 (Education in Dialectic, Die dialektische Bildung)」(仮訳)、のパートである。

(43) 『パイデア』Ⅱ,280;Ⅲ,193. では、そこの叙述の原文注記では『国家』や『パイドロス』の、「回り道」の重要性を述べた箇所が指示されている。そのイエーガーが指摘する箇所の確認と考察は、小論末尾のⅢ.で行なう。

(44) 指示されている『エウアーゴラス』12-18は、本継続研究(15)〈原文注記〉の<注記と考察>4君主の教育の(2),論文ページ188、で引いている。

(45) 指示されている『パイデア』Ⅱ,261,267. はプラトーンの『国家』を対象とした箇所、哲学者の支配を求める件が論じられている。

(46) 『ニーコクレースに与う』6. は上記(37)のとおりである。

(47) 『ニーコクレースに与う』9. は下記のとおりである (小池訳)。

9 まず、王たる者のなすべき仕事は何であることを熟考しなければならない。もし事柄全体の本質をいくつか原理的項目に分けて的確に把握できたなら、続いて各論に及ぶときもこれを参照してより適切に述べることができるであろう。思うに、王にふさわしい事業は国家の不幸を終息せしめ、安寧を守り、小国を興して大国となすところにあるとは、万人の承認するところであろう。*事実、日毎に生じ来る他の務めもこの目標があるからこそ、果たさなければならないのである。

* 訳文中の「思うに、…万人の承認するところであろう」に対応するギリシア語原文は οἶμαι δὴ πάντας ἄν ὁμολογῆσαι (I think that all would agree) である。

(48) 指示されているのは『ゴルギアース』の517cであるが、文脈の理解のために、その少し手前から引いておくと下記のとおりである (加来訳)。

カリクレス しかしだよ、ソクラテス、その人たちの中の誰かが——それはあなたの好きなように、誰をとりあげてもいいけれども——なしとげたほどの仕事を、現代の人たちのうちの誰かが、なしとげるかもしれないなどは、とうてい考えられないのだがねえ。

ソクラテス いや、これは恐れ入ったよ、君。それはぼくだって、あの人たちを国家の召使いとしてみるかぎり、何も彼らを非難するつもりはないのだ。いや、その点では、少なくとも現代の人たちよりも、もっと給仕が上手であったし、そして国家が欲したものを、国家に提供することができたという点では、ずっと能力があったとぼくは見ている。けれども、欲望の言うとおりにならず、その方向を向けかえて、説得なり強制なりによって、市民たちがよりすぐれた者になるはずのところへ、その欲望を導いて行くという点では、あの人たちは、現代の人たちと比べて、言ってみれば、何一つちがうところはなかったのだ。そのことこそまさに、すぐれた政治家のなすべき唯一の仕事なのだけれどもね (ὅπερ μόνον ἔργον ἐστὶν ἀγαθοῦ πολίτου, that is the only business of a good citizen)。しかし、船や城壁や船渠や、その他数多くのそういったものを、国家に提供するという点では、あの人たちのほうが現代の人たちよりも、ずっと手腕があったということは、ぼくも君に同意しているのだ。

なおイエーガーが注記する「すぐれた市民」(の)、ἀγαθοῦ πολίτου (of a good citizen)、が上記訳文では「すぐれた政治家」と訳されている。‘市民の一員として政治の仕事にたずさわる’ (515b) という会話の文脈に沿って訳されている、というように判断される。イエーガーは原文注記で、明確に「πολίτου は πολιτικοῦ と校訂されるべき」と述べ、訳者加来も注釈なく「すぐれた政治家」と訳しているから、おそらく古代学における通説となっているのであろう (πολιτικός: 「市民の」「共同体の形で生活する」「政治家の」)。なお原文注記でイエーガーが指示している『ゴルギアース』502c、465aは、批判の対象としての弁論術の「迎合」のことが語られている。

(49) 『ニーコクレスに与う』6. は、上記 (37) のとおりである。なおイエーガーは論述で、‘目標とする (aiming, Zielen)’ という見地に格別に注目している。『ニーコクレスに与う』6. での aim at に該当する στοχάζομαι は「狙う」「目標とする」「目指す」という意味をもつ。

(50) 『ニーコクレスに与う』9 は、上記 (47) のとおりである。イエーガーが注意を促す ὄμαι δὴ πάντας ἄν ὁμολογήσαι は、注記 (47) に入れた説明を参照のこと。

(51) 『ニーコクレスに与う』13. は、下記のとおりである (小池訳)。

13 このことを自己の堅い信念としなければならない。そして身近にある者、また招聘できる者の中から賢良を選んで交際すべきである。高名な詩人にせよ著述家(ソフィスト)にせよ、野に捨てておいてよい者は一人としてない。あるいは聴講し、あるいは弟子となって学び、自分より小なる者があればこれを批判し、大なる者があればこれと競合するようにおのれ自身を修めなければならない。そのような修練によってこそ最もすみやかに、先にわれわれの規定した (ὑπεθέμεθα, have

assumed) ところの、国家をしかるべき治める名君の境地に達することができるのである。

なおイエーガーが指摘している ἐπεθέμεθα に関しては、4 節の〈注記と考察〉(7) を参照のこと。

(52)『平和演説』18. は、下記のとおりである (小池訳)。なおドイツ語版では『平和演説』17. が指示されているが誤植だろう。

18 以上の論点こそ、演説の全体を通じて私が諸君に説き明かそうとすることである。が、まず和平について論じ、われわれは現在の情勢において何を望むことができるかを検討したい。というのは、その輪郭を明確かつ筋道を追って描く (ὀρίσωμεθα, define) ことができれば、この基本原則に照らして他の問題についても、よりすぐれた審議を行なうことができるだろう。

なお、ὀρίζω は「定める」「規定する」「設定する」「定義する」という意味をもつ。

(53)『ゴルギアース』517b. は上記 (48) のとおりである。

(54) フリードリッヒ大王：啓蒙専制君主として知られる、プロイセン王フリードリッヒ 2 世 (在位：1740-86)。

(55)『平和演説』19. は、上記 (28) のとおりである。また、εὐδαιμονία (エウダイモニア) は「幸福」「至福」「繁栄」という意味をもつ。なおドイツ語版では『平和演説』の 18. が指示されているが、18-19. の誤植だろう。

Ⅲ. 現代日本の教育研究における古代ギリシア思想の理解：考察ノート①

～継続研究 (17) における～

〔Ⅲ. の趣旨について：イエーガーは『パイデア』第 1 巻の「序文」で、「今日でも、ギリシア的教養の徹底的な、根源的な理解抜きにはいかなる教育の意図や知識をもつことも不可能である。」という確信がこの著を生んだと語り、「この本は学者にだけでなく、千年間の文明を維持しようとする我々の時代の奮闘のなかにあって、ギリシアに近づく術を再発見しようと努めるすべての人びとのためにも向けられている。」と述べている (本継続研究 (3)、Ⅱ. 第 1 章〈訳文①〉)。イエーガーはこのように、現代という時代の課題の洞察を含んで古代研究に向かい、大著を完成させている。本継続研究は、このようにして成し遂げられた研究の瑞々しさに触発されてのものであり、『パイデア』を読みながら考察意欲を引出されている諸点についても、この拙論そのものとして展開することはできないけれども、『パイデア』研究の一環として記してみようと思う。〕

1) 掲載資料 [24] (プラトーン『ゴルギアース』470e)、[25] (本継続研究 (2) Ⅱ.4. 「西欧における「人格の価値」「個人」の認識」、[26] (本継続研究 (13) Ⅱ.B.8. 「ソクラテース的な魂 (soul, Seele) の概念の歴史的画期性—ソクラテースのフィロソフィーと教育思想の支柱としての個人の魂の無限の価値への信頼」) について

ここの資料掲載と論述は、小論における〈原文注記〉の〈注記と考察〉(38) に該当するものである。

古代ギリシア思想の考察に関わって、日本国憲法第13条 (個人の尊重、幸福追求権、

公共の福祉)に目を向けておきたい。その条文は次のようになっている。

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(Article 13. All of the people shall be respected as individuals. Their right to life, liberty, and the pursuit of happiness shall, to the extent that it does not interfere with the public welfare, be the supreme consideration in legislation and in other governmental affairs.)

このように、この条文には「幸福追求」という文言が入っている。ところでイエーガーが指示するプラトンの『ゴルギアース』(【資料-24】)では、古代ギリシアにおける通俗的な幸福観を批判する意味をもつ、ソクラテース(プラトンの)の‘幸福論’が示されている。そこでソクラテースは、「立派な善き(καλὸν κάγαθόν)」ことと「幸福(εὐδαιμονία)」とは一つのものだと主張している。この「幸福」についての原理的な考察は、『ゴルギアース』に限らず、プラトンの中期の諸対話篇の根本思想となっているものである。

また日本国憲法13条には、「個人として尊重される」という文言が入っている。その「個人」の思想であるが、イエーガーは、ソクラテースの出現の世界史的意義の理解に関わって、ギリシアの古典期において「個人」が初めて本質的に見出されたと繰り返し述べている。たとえば著作の序文(【資料-25】)において、「ギリシア人の人間人格の価値(the value of human character, die Würde des Menschen 人間の尊厳)の認識なくして、どうして(近代 Neuzeit が与えている: ドイツ語原文)個人の価値と重要性を要求する権利(claim, der Anspruch 請求権)が正当化され得ようか。」と述べている。またイエーガーは、ソクラテースの「魂」の画期性を述べつつ「それ [= 個人の魂の無限の価値への信頼] はソクラテースの‘フィロソフィー’ とソクラテースの教育思想(educational thought, Menschenerziehung)の支柱だったのである。ソクラテースは説教し、回心させる。彼は‘魂を救済しに(to save the soul, um das Leben zu „retten“ “生命を救いに’)現れる。」と述べ、そのソクラテースの思想が続く思想運動に影響を与えたと指摘している(【資料-26】)。このようなイエーガーの、「ギリシア人の歴史の始まりは、個人の価値という新しい考えの始まり」だという指摘(【資料-25】)は、近現代の根本思想の、その起点=原像を明確に示すという意味をもっている。

日本国憲法第13条の条文中の二つの概念に目を向け、それをイエーガーの考究(古代ギリシア思想)と対照することを簡略に試みた。その試みは、第一に、日本国憲法第13条が明示する「個人として尊重される」こと、および「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」という根本思想について、これらは多くの論議が可能であり必要なのであるが、それらの論議に欠かせない思想的核心理念というものを考えさせる。第二には、条文のその二つの部分を、本質的に関連しているものとして(=不可分のものとして)理解する必要性を意識させる。さらに第三には、第13条を、教養・教育思想の根幹に位置づく条文と理解する(=教育研究の基本主題と理解する)必要を考えさせる。⁽¹⁾

なお【資料-24】において、ソクラテースが「立派な善き(καλὸν κάγαθόν, good and honourable)人が、男でも女でも(ἄνδρα καὶ γυναῖκα, man and woman)、幸福(εὐδαιμόνια, happy)であるし、反対に、不正で邪悪な(ἄδικον καὶ πονηρὸν, unjust and wicked)者は不

幸 (ἄθλιον, wretched) である」と述べていることであるが、その中で「男でも女でも」と論述していることにも目を向けておきたい。プラトンは『国家』の第5巻では、「国家を守護する任務」を論じつつ、「国家を守護するという任務に必要な自然的素質そのものは、女のそれも男のそれも同じであるということになる。ただ一方は比較的弱く、他方は比較的強いという違いがあるだけだ」(456a) とソクラテースに語らせている。もちろん、プラトンの考察には、「妻女と子供の共有」など、誤った認識への突き進みというべきものがある。しかし、男も女も「…自然的素質 (φύσις, nature) そのものは…同じ」だと、国家・社会・人間の思想体系の一環として意識的に、原理的に考察され、提案されているのである。プラトンの対話篇における「男」「女」の考察は、このような自覚的な考究による構想であり、男女平等思想の起点になると考えてよいのではないかとくに【資料-24】は、「男」「女」が「幸福論」のなかで語られているのである。なお、古代ギリシアのポリスの社会的不平等などの歴史的・社会的制約とプラトンの「男」「女」の思考との関連をどう考えるかは、拙論「想起に関する研究——社会教育（自己教育・相互教育）の原理をたずねて——」（都留文科大学大学院紀要第7集、2003年3月）の「4「知」と「正しい思わく」に関わる二、三の考察」の「注9」、論文ページ92）を参照されたい。

2) 掲載資料【27】(プラトーン『国家』504A～505B)、【28】(プラトーン『パイドロス』273d～274a) について

この資料掲載と論述は、小論における《原文注記》の〈注記と考察〉(43) に該当するものである。

小論訳文中で指示されている(イエーガー著『パイデア』Ⅱ,280;Ⅲ,193.には、その論述の原文注記において、『国家』や『パイドロス』の中の「回り道」の重要性を述べている箇所が指示されている。その指示箇所の一部として、まず『国家』の504Aの後半から505Bの中間部まで(アデヤントスとソクラテースとの対話)を、文脈的な説明を略して(プラトーンがイデアの考究の構えを見せている部分であり、イエーガーの論述としても重要な部分になるので、長くなるが)引いておく(【27】)。また、イエーガーが指摘している『パイドロス』に関してであるが、イエーガーは273e,274aを指示している。ここではその指示箇所を中心に含む、273dから274aを引いておく(【28】)。

この二つの資料箇所を考えておきたいことは、第一に、探究における「回り道」の必要性が科学的な方法というものの意識的な考察となっている点である。たとえば、ソクラテースが語る、「ひとは、自分の聴衆となるべき人々のさまざまな性質を数え上げて分類すること、それから、事物を種類ごとに分割するとともに、個々のひとつひとつのものについて、これをただ一つの本質的な相によって包括する能力をやしなうこと」という見地は(【資料-27】は、「科学」の方法の意識化と理解してよいだろう。イエーガーはこのことを、ギリシア医学とアカデーミアの思想との本質的な内的な相関として歴史的に検証している。著作『パイデア』の論述には、たとえばヒポクラテース(学派)に関する論述の箇所であるが、次のような、プラトンの思想に関する説明がある(本継続研究(6)Ⅱ.3(→9)「**医術の経験主義的な潮流からプラトーンは自らの哲学探究の方法を洞察していく**」,論文ページ267～268)。

プラトーンがここで医術に固有なこととして叙述している方法は、実のところ彼自身が、とくに彼の後期の著作で、使っている方法であるということを確認するのに、彼の対話篇についての多くの知識を必要とはしない。医術の原本を読み、プラトーンによって叙述されている‘ソクラテース’の方法を、彼らがいかに多く前もって示しているかを発見するのは、ほんとうに驚くべきことである。われわれはすでに、どのように経験主義的な医者が、諸事実に強制され、彼らが長い研究によって定義してきた、同じ性質をもつ個々の事例を取り上げ、そして types (Arten) あるいは forms (Formen) (εἶδη) (種類、類型) として‘それらを一緒にして見る (look on them together, zusammenzuschauen)’ (プラトーンのことばを使えば) ことを始めたか、を見てきた。医術に関わる著者たちがこれらの多数の類型 (types, Typen) のことを話しているとき、彼らはそれらを εἶδη (エイデー) と呼んだのであるが、しかし彼らがかつたら複雑な現象の下に横たわる単一性 (the unity, die Einheit) を明らかにしたいときは、彼らは‘one Idea’ あるいは‘one Form’ („eine Idee“) という概念——つまり同一の様相あるいは外見 (one aspect or appearance, des einheitlichen Aspekts oder Anblicks 統一的な側面ないし様態) (μία ἰδέα) という概念を使っている。eidos (Eidos) と idea (Idea) の表現とプラトーンが使っている (医療文献とは関係なしの) それらの用法の研究は、同じ結論となった。これらの概念は、医者たちが身体とその機能を研究するときに初めて使われたのであるが、プラトーンによって彼が探究しつつあった特別な主題——倫理の分野——へと、そしてそこから彼の全存在論へと移された。彼以前には医学は、病気の種々の性質と相違は重要な問題だと認めてきており、まさにそれぞれの病気の種類の正確な数を確定しようと努力してきていた。——ちょうどプラトーンが自らの弁証法的な分析 (dialectical analysis, Methode der Einteilung: 分割法)、それを彼はまた、一般的概念 (general concepts, der Allgemeinbegriffe) のそれぞれの類型 (types, Arten 種類) への分割とか分解 (division and breaking down, ein „Schneiden“ und „Spalten“: 「切り分けること」とか「分割すること」と呼ぶのであるが、でするように。

なお、ソクラテース、プラトーンの、社会・文化、人間の経験的事実に対する、観察・洞察の鋭さ、批評・変革と創造の精神のゆたかさについては論を待たないことがらであり、このことの承認は対話篇『国家——正義について——』の一篇を読むだけでも充分である。教養・教育の思想開拓は、このような精神によって、アテーナイの危機的局面において開拓されていったのであるが、イエーガーはそのことを、教養・教育の思想の形成史として生き生きと描いて見せてくれている。

科学的な手続きとしての「回り道」に関し、第二に考えておきたいことであるが、イエーガーはそれをプラトーンとイソクラテースとの‘論争’のポイントを見ているということである。イエーガーは、たとえば本継続研究 (14) II .12 「特定の政治的問題への直接的有効性を重視するイソクラテースはプラトーンの理論探究がもつ巨大な教育的な力を理解しえない」(論文ページ158~159) で、下記のように述べている。

このように、イソクラテースとプラトーンとがお互いにその教養論の実践的目的においてお互いにどんどん近づいていくように見えるのであるが、プラトーンの理論的な‘回り道’ (abstract ‘roundabout way’, weiten theoretischen „Umweg“ はるか

に理論的な‘回り道’)に対するイソクラテースの不满はますます顕著になる。彼はただ直接的な道を知っている。彼の理論には、プラトーンの、行動への差し迫った意志と行動のための長い哲学的な準備との間の心に存するような、内的な緊張は少しもない。(…中略…)しかし彼 [=イソクラテース] は、プラトーンがもっている改革に対する非妥協的な熱中というものを全く持ち合わせていないし、そういうぞっとするような集中を日々の生活に持ち込むつもりは毛頭ない。それゆえ彼は、プラトーンの考えにある巨大な教育的な力を理解しない：彼はその [=プラトーンの考えの] 価値を、もっぱら、自分に興味を起させる特定の政治的問題に対する直接的な有効性で判断する。(…下略…)

このような、イエーガーによるイソクラテースとプラトーンとの‘論争’の理解を念頭に、『パイドロス』からの引用文 ([資料-28])にある εἰκός (probability) にも意識を向けておきたい。このエイコスは、「真実らしいもの(こと)」「もっともなこと」「蓋然性」「適当なもの(こと)」「ふさわしいもの(こと)」という意味をもつ。⁽⁵⁾

【資料-24】

プラトーン『ゴルギアース——弁論術について——』470e (加来彰俊訳、岩波文庫、1967年)。

ポロス なんですって？つき合ってみたら、わかるだろうが、そのほかの仕方では、あの人が幸福であることは、即座にはわからないのですか。

ソクラテス わからないね、ゼウスに誓っていい。

ポロス それではもちろん、(ペルシアの) 大王 (τὸν μέγαν βασιλέα, the Great King) が幸福 (εὐδαίμονα, happy) であることもわからないと言われるのでしょうかね、ソクラテス。

ソクラテス そうなのだ。それでしかも、ぼくの言うことに間違いはないはずだよ。というのは、教養 (παιδείας, education) と正義 (δικαιοσύνης, justice) の徳の点で、彼がどのような状態にあるかを、ぼくは知らないのだから。

ポロス え？ なんですって？ 幸福の全体 (πάσα εὐδαιμονία, happiness entirely) は、そのことにかかっているのですか？

ソクラテス そう、ぼくに言わせるなら、そういうことになるね、ポロス。なぜかといえば、立派な善き (καλὸν κάγαθόν, good and honourable) 人が、男でも女でも (ἄνδρα καὶ γυναῖκα, man and woman)、幸福 (εὐδαίμονα, happy) であるし、⁽¹⁾ 反対に、不正で邪悪な (ἄδικον καὶ πονηρὸν, unjust and wicked) 者は不幸 (ἄθλιον, wretched) である、というのがぼくの主張だからね。

【資料-25】

「西欧における「人格の価値」「個人」の認識」(イエーガー著「序論」より：本継続研究(2)Ⅱ.4.)

ギリシア人の教育者としての世界史的重要性は共同社会における個人の位置を彼らが新しく気づいたことに由来する、とわれわれは述べてきた。…東方の、あらゆる自然の調和を遥かに超えた一人の神王の賞讃(それは、われわれとはまったく異

なる形而上学的な人生観を表明している)と、東方の大部分の人びとの抑圧(それは君主のあの半宗教的な権威の高まりの系譜である)とに対し、ギリシア人の歴史の始まりは、個人の価値という新しい考え(a new conception of the value of the individual, einer neuen Schätzung des Menschen 新しい人間の尊重)の始まりであるように見える。そして、信念—キリスト教が広めようと最大限のことをなしたものの—つまりそれぞれの魂の無限の価値)という信念こそ、また、ルネサンス期とそれ以降に公然と述べられた理念、すなわちすべての個人が自分にとっての法である(every individual is a law to himself, der geisigen Autonomie des Individuums 個人の精神の自律性)という理念こそ、あの新しい考えそのものだと思うことを控えるのは困難なことである。そして、ギリシア人の人間人格の価値(the value of human character, die Würde des Menschen 人間の尊厳)の認識なくして、どうして(近代 Neuzeit が与えている: ドイツ語原文)個人の価値と重要性を要求する権利(claim, der Anspruch 請求権)が正当化され得ようか。

【資料-26】

「ソクラテース的な魂(soul, Seele)の概念の歴史的画期性——ソクラテースのフィロソフィーと教育思想の支柱としての個人の魂の無限の価値への信頼」(イェーガー著より、本継続研究(13)II .B.8.)。

しかし、彼 [=ソクラテース] が *psyché* と呼ぶ、魂(soul, „Seele“)とは何か? もしわれわれがその間に、まず文献学的な側面から接近するとすれば、プラトーンにおいても他のソクラテースの学徒たちにおいても、ソクラテースは soul (魂) という語をいつも、特別な調子で、つまり情熱的な(passionate, leidenschaftlich eindringlich 情熱的に訴えかけるように)、(そう: ja) 懇願するような(beseeking) 切迫さ(urgency)をもって(beschwörend 必死になって訴えるように)、使っているということが顕著である。彼以前に、それ [=魂という語] がそんな調子でギリシア人の口から語られることはなかったのである。われわれは、これは、われわれが今日(もなお: noch)、一定の脈絡で、魂(the soul)——現代の心理学者はそれを‘実存する実体(real substance, realen Substanz)’とは考えないけれども——と呼ぶことがらの、西欧世界における最初の出現である、と思ってもよい。そのことばの意味が発展してきた、知的な脈絡ゆえに、soul („Seele “魂)ということばにはいつも倫理的ないし宗教的な含み(overtones, Wertakzent 価値の力点)が聞こえる。彼の‘神への奉仕(service of God, Gottesdienst)’や‘魂の世話(care of the soul, Seelsorge)’のように、それはキリスト教のように聞こえる。しかしそれは、ソクラテースの勧告の説教(preaching, Predigt)においてはじめてあの高尚な意味(meaning, Bedeutung)を獲得した。

(…中略…) しかしローデが、どこで、いつ、そして誰によって *psyche*, 魂(soul) が、特別な性質(character)——つまり、それ [=魂] を、西洋の人間の知的、倫理的な人格(personality)に内在するあらゆる価値を本当に代表するものとしたもの——を獲得したのか、にまったく気づいていないということは注目すべきである。このことがソクラテースの教育的な勧告の発言(speeches of exhortation,

Mahnrede) に初めて現れたということがはっきり述べられるや否や、そのこと [= (前半の述べられる内容)] が疑われることはあり得ない。スコットランド学派の学者たちは、すでにこの点を強調してきていた。バーネットには、ギリシアの全精神史を通して魂の概念 (the conception of soul, Seelenbegriffs) の発展を追っている、優れた小論がある。彼は、ホメーロスの、叙事詩的な *eidolon* „Eidolon “ (亡霊)、つまり冥界における亡霊も、イオーニア哲学者たちの空気を魂と考える考え方 (the air-soul, „Luftseele “) も、オルベウス教の魂を神霊と考える考え方 (the soul-daemon, „Seelendämon “) も、アッティケー悲劇の魂 (the *psyche*, die Psyche) も、ソクラテースによってそのことばに与えられた新しい意味を説明できない、ということを実証している。私自身は、上述してきたように、ソクラテースの発言の表現形式 (the form of Socrates' speeches, der charakteristischen Form der sokratischen Redeweise ソクラテースの話しぶりの特有の形式) を分析することにより、早くに同じ結論に達していた。ソクラテースの勧告 (exhortation, Mahnrede 勧告の発言) という様式 (the pattern, eine Form) を、ソクラテースの *soul* (魂) という言葉の使用に伴う特有の精神的な感情 (spiritual emotion, Wertpathos 価値の情意) を感じることなく、理解することはほとんど不可能である。彼の勧告の発言 (protreptic speeches, protreptischen Reden) は、ディアトリバー (the diatribe, popularphilosophischen Diatribe 大衆哲学的なディアトリバー) (ヘレニズム時代の巡業するキュニコス派やストアー派の説教者たちによってなされた旅説教 (stump-sermon)) が生じることになった、その起源 (the germ, die Urform 原型) であるが、今度はそのディアトリバーがキリスト教の説教 (sermon, Predigt) の構成に影響を与えた。しかし要点は、単に、一つの文学形式 (a literary form, der äußeren literarischen Form 外見的な文学形式) がさまざまな時代と用途を通して伝えられたということにあるのではない。学者たち (Scholars, der Philologie 文献学) はしばしば、その見地から、その勧告の発言 (the protreptic speech, der Mahnrede) から離れた主題がその [=一つの (外見的な) 文学形式の] 継承者によってどのように引き取られ翻案されたのかを追跡することによって、その伝承の詳細を解明してきた。しかし、これら三種類 (types, Phasen 段階) の発言のすべての基礎に次の信念 (creed, der Glaube) がある: ‘それはいったい人間にとって何の役に立つというのか、人が全世界を手に入れたとしても、自分自身の心 (soul, Seele) に傷を負うとすれば。’ (アドルフ: Adolf) ハルナックは彼の *Wesen des Christentums* (『キリスト教の本質』) において、この、イエスの信仰の (三つの: drei) 支柱の一つとしての、個人の魂の無限の価値 (the infinite value of the individual soul, den unendlichen Wert der einzelnen Menschenseel) への信頼 (belief)、を正しく述べた。しかしそのことの前に、それ [=個人の魂の無限の価値への信頼] はソクラテースの‘フィロソフィー’ (‘philosophy’ „Philosophie “) とソクラテースの教育思想 (educational thought, Menschenerziehung) の支柱だったのである。ソクラテースは説教し (preaches, predigt)、回心させる (proselytizes, bekehrt)。彼は‘魂を救済しに (to save the soul, um das Leben zu „retten “生命を救いに)’ 現れる。

【資料 -27】

プラトーン『国家』504A～505B (藤沢訳、岩波文庫・下、1979年)

「多分君は憶えているだろうが」とぼくは言った、「われわれは、魂における三つの種類のものを区別したうえで、そこから〈正義 (δικαιοσύνης, justice)〉と〈節制 (σωφροσύνης, sobriety)〉と〈勇氣 (ἀνδρείας, bravery)〉と〈知恵 (σοφίας, wisdom)〉について、それぞれが何であるかということ結論したのであった」

「ええ、もし憶えていなかったら」と彼が言った、「これから後のことを聞く資格はないでしょうからね」

「その前に言われたことも、きっと憶えているだろうね？」

「とおっしゃると、どんなことでしたかしら？」

「われわれはたしか、こう言っていたはずだ。⁽²⁾——それらの徳の何であるかをしてできるかぎりよく見てとるためには、別のもっと長いまわり道 (μακροτέρα εἴη περίοδος, another longer way) が必要なのであって、そのまわり道を通って行けば、それらははっきりと明らかになるはずであるけれども、しかしそれまでに語られてきた事柄と同列の証明をつけ加えることなら、そのままの行き方でもできるだろう、とね。そうしたら君たちは、それで充分だと答えた。そこでそういう了解のもとに、あのときのことは語られたわけだが、それはどうもぼくには、厳密さに欠けるように見えた。しかし君たちにはあれで満足に見えたかどうかは、君たちから言ってもらわなければね」

「ええ、少なくともこの私には、充分な程度に満足できるものに思われました」と彼は答えた、「いや他の諸君にしても、みなそう感じていたのです」

「しかしね、君」とぼくは言った、「充分な程度にとっても、こういう重大な事柄については、それを量る尺度 (μέτρον, a measure) そのものが、少しでも真実のあり方に不足する不完全なところがあるならば、けっして充分な程度 (よく尺度に適っている) ということにはならないのだ。なぜなら、およそ不完全な尺度などというものは、何ごとの尺度にもなりえないのだから。それがしかし、時によってある人々には、もうこれで充分だ、これ以上探求する必要は少しもない、というように思われることもあるのだがね」

「ええ、それはもう」と彼は言った、「たくさんの人が怠け心 (ράθυμίαν, their sloth)」から、そういう気持になるものです」

「ところがそういう気持こそ」とぼくは言った、「国家 (πόλεως, a state) と国法 (νόμων, its laws) を守護する者 (φύλακι, the guardians) にとっては、何よりもふさわしからぬものなのだ」

「まあ当然そうでしょうね」と彼。

「それならば、君」とぼくは言った、「そういう任につく者は、もっと長いほうのまわり通を進まなければならない。そして体育 (γυμναζομένω, the exercises of the body) で苦勞するのにおとらず、学業 (μανθάνοντι, studies) においても苦勞を積まなければならないのだ。そうでなければ、いまも言っていたように、その本分に最もふさわしい最大の学業の終極にまで到達することは、けっしてありえないだろう」

「とおっしゃると」と彼は言った、「いままでのはまだ、学ばなければならない最大のものではないということですか？〈正義〉その他われわれが論じてきたものよりも、もっと重大なものが何かあるというのでしょうか？」

「もっと重大なものがあるというだけではない」とぼくは答えた、「さらに、これまでの〈正義〉その他のものにしても、いまのように、ただその下図を眺めているだけではいけないのであって、それを最も完全に仕上げることも、なおざりにしないようにしなければならないのだ。いったい、ほかの大した価値のないものの場合には、できるだけ正確にできるだけ明晰に知ろうと全力をあげて緊張努力するのに、他方、最も重大な事柄については、それにふさわしい最大限の正確さを要求しないというのは、おかしいことではないだろうか？」

「大いにおかしなことです」と彼は言った、「しかし、いったいあなたは、あなたが最大の学業と言われるものが何であるか、またその学業は何に関わるものなのかをあなたにたずねないままで、あなたを放免する人が誰かいるとお考えですか？」

「いや、けっして」とぼくは言った、「さあ、君もまたたずねたまえ。どっちみち君は、たしかにそれを一度ならず聞いたことがあるのだが、いまはそれに気づかないのか、あるいは、またしても、しつこくつかまえてぼくを困らせてやろうという魂胆なのか、どちらかなのだ。ぼくの思うには、きっと後者のほうだろう。げんに君は、〈善〉の実相（イデア）（ἡ τοῦ ἀγαθοῦ ἰδέα, the idea of good）こそは学ぶべき最大のものであるということは、何度も聞いているはずだからね——この〈善〉の実相がつけ加わってはじめて、正しい事柄もその他の事柄も、有用・有益な（χρήσιμα καὶ ὠφέλιμα, useful and beneficial）⁽³⁾ものとなるのだ、と。

いまも君は、ぼくがそのことを言おうとしているということ、を、だいたい承知しているに違いないのだ——またそれに加えて、われわれはこの〈善〉の実相をじゅうぶんに知ってはいないのだと、ぼくが言うはずだということもね。しかるに、もしわれわれがそれを知っていないとしたら、それなしに他の事柄をたとえどれほどよく知っていたとしても、君も承知のとおり、それはわれわれにとってまったく何の役にも立たないことになるのであって、それはちょうど、何かあるものを所有していても、善いことがなければ何の足しにもならないのと同じことなのだ。——それともどうかね、ありとあらゆるものを所有（κτῆσιν, possessing）していても、しかしその所有が善い所有でないとしたら、何かの足しになると君は思うかね？あるいは、善を抜かして他のすべての事柄に知恵をもちながら、美しいもの・善いもの（καλὸν δὲ καὶ ἀγαθόν, fair and good）については何の知恵もないとしたら？」

「ゼウスに誓って、けっして何の足しにもならないと思います」と彼は答えた。

【資料-28】

プラトーン『パイドロス』273d～274a（藤沢訳、岩波文庫、1967年）

パイドロス どんなことをですか。

ソクラテス ということだ。——

「テイシアス、私たちは、あなたがここへ来られる以前にも、ずっと前から、問題の『真実らしくみえるもの（[=τὸ εἰκός, this probability]）』とは、それが真実

のものに似ている (ὁμοιότητα τοῦ ἀληθοῦς, its likeness to truth) からこそ、多数の者に真実らしくみえるのだということを、たまたま話していたのです。そして、そのような真実への類似 (ὁμοιότητας, likenesses) を最もよく発見することのできるのは、いつの場合でも、真実そのもの (τὴν ἀλήθειαν, the truth) を知っている者なのだということを、ついさっきわしく論じたところなのです。そういう次第ですから、もしあなたが、言論の技術 (τέχνης λόγων, the art of speech) について、何かもっとほかのことを論じられるというのであれば、それを拝聴させていただきます。しかし、もしそうでないのでしたら、私たちは、いましがた私たちの間で論議したところに従うことにします。それはどういうことかといいますと、ひとは、自分の聴衆となるべき人々のさまざまな性質を数え上げて分類する (διαριθμήσθαι, take account of) こと、それから、事物を種類ごとに分割する (διαίρεισθαι, divide) とともに、個々のひとつひとつのものについて (καθ' ἐν ἑκάστον, particulars)、これをただ一つの本質的な相 (μᾶ ἰδέα, a general idea) によって包括する (περιλαμβάνειν, comprehend) 能力をやしなうこと、これだけをしないかぎり、話すことに関して人間に可能なかぎりの技術を身につけるといふことは、けっしてできないだろう、ということでした。

しかし、これらの能力を獲得するということは、なみなみならぬ労苦をはらうのでなければ、とてもできるものではありません。分別のある人はそれだけの労苦をはらう目的を、人間相手の話や行為におくべきではなく、すべてにつけてできるかぎり、神々⁽⁴⁾のみこころにかなうことを語り、神々のみこころにかなう仕方でも振舞いいうようになることに、おかなければなりません。なぜなら、テイシアスよ、私たちよりも知恵のふかい人々がこう言っているではありませんか、——理をわきまえる者ならば、片手間にする場合をのぞいて、仲間の同じ召使いたちをよろこばすことを心がけるべきではなく、善き生まれの善き主 (δεσπόταις ἀγαθοῖς τε καὶ ἐξ ἀγαθῶν, his good and noble masters) をこそよろこばすことにつとめなければならない、と。ですから、まわり道が長いもの (μακρὰ ἢ περίοδος, the path is long) であっても、驚いてはいけません。大きな目的を目ざせばこそ、遠まわりもしなければならないのであって (μεγάλων γὰρ ἔνεκα περιπέτον, it must be trodden for great ends)、あなたがお考えになっているようなわけのものではないのですから。とはいえ、議論の示すところによれば、そういう小さな目的とても、もし人がそれをのぞむなら、いま言ったような大きな目的を目ざすことによって、おのずから最も見事に達成されることでしょう」。

パイドロス 私には、あなたの言われることはたいへんりっぱだと思われ、ソクラテス。ただし、もしそれが実際に可能ならばです。

ソクラテス しかし、ひとがりっぱな事柄をやってみようと思えば、結果としてどのようなことを経験することになろうとも、その経験を身に受けることもまた、その人にとってりっぱなことなのだ。

パイドロス たしかにそうです。

＜注記と考察＞

(1) 古代ギリシア思想と日本国憲法第13条とを関連させて考察ということでは、すでに上記【資料-25】の＜注記と考察＞(1)で、「人権思想と教育の思想との根柢の同一性を考えていく着想を得ることができる」という観点を記した。また本継続研究(9)のⅢの＜注記と考察＞(2)(論文ページ352～353)で、自由民主党の「日本国憲法改正草案」(2012年4月27日)における憲法13条の改正案文に注目し、本継続研究(16)Ⅱ.B.9.の＜注記と考察＞(8)(論文ページ32)では、日本国憲法第13条を統一的に考察していく可能性について指摘した。

なお、「自分」「自己」(「個人」の思想)を教養・教育の原理として考察する試みとしては、拙論「『人間』への問いと地域文化の創造——ギリシア思想の継承を考える——」(都留文科大学社会科学部編著『地域を考える大学——現場からの視点——』、日本評論社、1998年、所収)を参照して欲しい。

改めてということであるが、教育の実践・研究は「個人」の思想を中核にして初めて成立すると判断される。あるいはむしろ、「個人」の思想をコアとする日本国憲法第13条の思想を深めるのは、諸学・諸文化のなかでも、本質的に、教育の実践と研究の役割だと考えられる。このことについては、今後も本継続研究で繰り返し考察していこうと思う。

(2)「われわれはたしか、こう言っていたはずだ。」ということの具体的内容は、イエーガーが『パイデア』Ⅱ,280の原文注記で記していることであるが(また藤沢訳でも注記されていることであるが)、『国家』Ⅳ,435Dのことであり、下記のような対話である。

「そう明らかにね」とぼくは言った、「そして、いいかね、グラウコンぼくの考えを打ち明けていえば、こうした問題をほんとうに正確にとらえるということは、われわれがいま議論のなかで採用しているような行き方をもってしては、けっしてできないだろう。その目標へ到達するための道としては、別のもっと長い道(μακροτέρα και πλείων ὁδός, another longer and harder way)があるのだから。ただし、これまで語られ考察されてきた事柄に相応するような把握の仕方なら、できるだろうがね」

(3) χρήσιμος は「役に立つ」「有用な」という意味を、また ὠφέλιμος は「役に立つ」「助けになる」「利益を与える」「恩恵を与える」という意味をもつ。

プラトーンのここの叙述は、イエーガーがソクラテースの「善」の思想の本質を洞察する、その根柢となる箇所でもあろう。本継続研究(16)Ⅱ.B.9.の『ソクラテースは「魂(精神的なもの)」を「身体」と一緒にして「一つの人間の自然の二つの異なる側面」と捉えている——ソクラテースの「善」は「人間(の自然)に役立つ」という意味をもつ』の段落、及びその末尾のハイエットによる「欄外注記」を参照のこと。

(4)「神々」に関しては、イエーガーによる、プラトーンの(相対主義的なモラル観に対する)「神中心主義(テオセントリック)」の説明を思い起こしておきたい(本継続研究(16)の原文注記98.の＜注記と考察＞(27),論文ページ58,を参照のこと)。

(5) イソクラテースに関しては、上智大学中世思想研究所編『教育思想史Ⅰ ギリシア・ローマの教育思想』(東洋館出版社、1984年)に脇屋潤一著「イソクラテース」があり、教育研究におけるイソクラテース研究の状況が窺われる。そのころ以降の廣川洋一によ

るアカデーメイアとイソクラテースに関する研究の公刊については、本継続研究(4)Ⅱ.6.<注記と考察>(1)(論文ページ36)に記した。さらに、廣川による一連の研究に加え、小池澄夫訳『イソクラテース 弁論集1,2』(京都大学学術出版会、西洋古典叢書、1998年~2002年)が結実する。このころ以降は、教育研究においてもイソクラテースに目を向けることは一般化していくが、たとえば、教育思想史学会編『教育思想事典』(勁草書房、2000年、増補改訂版:2017年)には「イソクラテース」は項目として叙述されている。また本継続研究(11)Ⅲ.2.1.<注記と考察>(3)(論文ページ162)で、今井康雄編『教育思想史』有斐閣アルマ、2009年)にイソクラテース論があることを記した。

Received : April, 30, 2020

Accepted : June, 10, 2020